

監獄協會雜誌

第貳拾八卷
第拾號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第八卷第九號)(大正四年九月二十日發行每月一回二十日發行)
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行
(十月二十日發行)

監獄協會雜誌第二十八卷第十號目次

○論 說	自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず	附刑餘者に對する刑事政策論(所謂免因保護制度論)(承前).....佛國法學博士 原 夫次郎	○講 演	懲警の才歟、事務の才歟.....(一七頁) 川
○資 料	保護事業の一般(承前).....司法省參事官 山岡萬之助	(一九頁)	○統 計	少年受刑者の體格營養其他に就て.....小田原分監報告 (三四頁)
○說 林	在監人の疾患に就て.....二階堂保則	(六二頁)	○寄 書	漫筆他山の石.....(六六頁) 處
○雜 纂	面目を新にした組育の小供裁判所○虚言観破法○死の時刻に對する私見	(六九頁)	○會 報	監獄協會々報
○寄 書	放火犯人に就て.....藤井惠照	(六九頁)	○會 報	贈與金○茶話會例會
○都を懐ひつゝ渡邊圓流	(九三頁)	○會 報	輔成會々報
			○會 報	免因保護事業一覽表及び名簿の挿入訂正
			○會 報	保護會の加盟及移轉
			○會 報	司法省監獄公文.....(九三頁)
			○通 信	時事だより
			○通 信	前橋便り(第二信).....高田生
			○通 信	徳島通信
			○通 信	浦和通信
			○保 護	免因保護に關する眞木事務官の談話要領
			○保 護	鹿兒島縣保護概況
			○保 護	福島縣東白川郡佛教慈善會總會
			○保 護	新潟縣聯合保護會近況
			○保 護	宮城縣佛教救濟會總會
			○保 護	保護を加へたることに依り改善に至りたる事例.....尾原靜乘

監獄協會雜誌第貳拾八卷第十號

論 說

自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず

(承第二十八卷第九號)

附 刑餘者に對する刑事政策論(免因保護制度論)

佛國法學博士

原 夫次郎

前記「パッセ」氏は更らに假出獄者に對する警視廳の措置を難して曰く「警視廳は常に能く武裝を怠らざるが如しと雖も子を以て之を觀れば少くも假

出獄者の監督に就ては自ら其兵器彈藥を拋棄したるを憾ますんばあらず即ち往年一般に行はれし身元證明冊子携帶制度の廢止是なり若し制度にして今尙

は存続せば一般免囚に對する監督上即時に其各自の身元を明にし得るのみならず亦其携帶する身元證明冊子の如何に因りて雇人通帳若くは職工通帳を得ると否との區別あるを以て此通帳を得て善良なる雇人若くは職工たらんが爲めには勢ひ自ら戒め遷善改過を期するか故に此制度は一般免囚に對して一種の保護制度たるを失はざるなり然るに惜むらくは今此制度なし我警視廳は實に此必要なる武裝を解きしなり然れども永く此儘に放任す可きにあらず吾人は必ずや當局官憲が想を茲に致して早晚之れが適切の方法を發見す可きを信ずると同時に要は免囚をして再び犯罪を繰返さしめさらしめんが爲め勗めて彼等をして罪惡的馴致を避けしめ且つ自ら其罪惡的經驗を忘却せしむるか爲め警視廳の補助的活動を望んで已まざるなり

論して茲に到れば予輩は諸君と俱に假出獄の良制が先刻ムール氏の指示せられし如く其成果の良否に就き當に我獄制の爲め地方と巴里との間に相異を來すのみならず亦我警察制度の爲めにも幾多の障礙を受くることを知らんと

此時列席の監獄局長「スクラメック」氏 (Mr. Schramm) 自ら其意見を開陳して曰く

「我假出獄法の適用に關し予の研究したる範圍に於ては多くの難解と支障なきを信す想ふに同法の施行に對する世人の愁訴は單に同法適用上の異論にあらずして寧ろ同法實施の條件に關する立法上の論議なるか如し例へば夫の假出獄制に於ける刑罰の單純ならざる可からざるを論ずる者ありと雖も一千八百八十五年の假出獄法は總て三ヶ月以上の刑に處せられたる者に適用す可きを豫定したるが故に當局官憲の假出獄を詮考す可き場合には必ずや先づ其囚徒が三ヶ月以上の刑を受けたる者なることを確認せざる可からず然るを若し此炳乎たる明文に背き其確認に先たち當局官憲に於て同法規定の刑の制限が尙ほ其制限外に遂長力を有するや否や換言せば三ヶ月以下の刑に處せられたる者に對しても亦假出獄を詮考し得可きや否や等新なる前提問題を考覈せざる可からずとせば當局官憲は忽ち同法不適用の責を負ふと同時に不法越權の咎を免れざる可く何人も其妄に驚かざる者なけん

實は前記假出獄法に於て豫想せし同法施行細則は未だ之れが公布を觀ざるな

り然りと雖も之れが公布は同法適用の經驗に徴し必要ならずとせざるを以て往年我内務省に之れが委員會を設けて其調査を付託せしが其結果該規則案は委員長ベランゼ氏(Mr. Beranger)以下委員諸氏の手によりて完成を告ぐるに至りたり故に予は茲に豫め之を公表し此専門的經驗と學識を有せらるる諸君に批判を求むるの無益ならざるを信ず從來予が典獄會議或は司法官會議等機會ある毎に之れが公表を爲したる所以のもの亦其意に外ならず蓋し當局官憲に於て假出獄に關する免囚保護團體の要求を容れ能ふ限りの便宜と特別の權限を附與するとせんか同團體は其獲得したる便宜と權限に依り果して能く其期待に酬ゆることを得可きや否や一朝其托せられたる假出獄者が逃走したるときは之れが逮捕に至難にして其犯す所重罪たるを輕罪たるを顧みざるにあらずや幸ひ當局官憲に於て假出獄を許容する場合に能く這般の差別を鑑識し如此遺漏なきを期するか故に從來多くの假出獄者にして世人の大聲叱呼するが如く敢て逃走に次て明りに罪惡を逞ふするが如きを觀ざる所以なり予は茲に切に之を諸君に告ぐ(此時前記「ア」氏は併し貴君は自ら願ひて假出獄者

の數の餘りに僅少なると云ふに當局官憲が容易に假出獄を許容せざるは一定の標準に基くが爲めにして或は生活資力を有するか或は確實なる職業を有するか否らざれば保護會の保護の保證を有することを要すればなり若し夫れ假出獄の基本條件たる囚徒の行狀は獨房監が雜居監に優ること萬々にして獨房監の囚徒は日夕他の囚徒と接觸せざるが故に假出獄制の存在することすら耳にするの機會なく又縦令之を知るも如何なる條件に依りて許容せらる可きやを知るの機會なきを以て各獨房監に於ける囚徒に對しては其各自に免囚保護會名簿を交付し置き彼等をして隨時其好む所の保護會に宛て自己の救護を求め得可き便宜を得せしむることゝ爲し保護會も亦隨時獄舎に人を派して其救護せんとする囚徒に面接し其來歴を聴取し其行狀を考查することを得せしむるを以て其結果保護會に於て其救護を引受けんとする時は其旨を表示し該囚徒をして假出獄を出願せしむるなり其來歴を聴取し其行狀を考查するに當り尙ほ先刻來予が諸君と俱に拜聽の榮を得たる諸論議に對して茲に一々予の意見を開陳せず又從來如何なる方針と尺度に依り假出獄に對する監獄行政を進

抄せしむ可きかに就て明言するを得ずと雖も幸に諸君の注進に依り出來得る丈け諸般の弊害を艾除せんことを望んで已まざるなり乍去多年予が經驗せし假出獄の運用に就て之を觀れば外來の權威は獨り能く其運用を圓滑ならしむるものにあらざると同時に假出獄を求むる外來の保證は常に必ずしも公共安寧の懸念を保證し得て十分なりと云ふを得ざることを憾む遮莫予は現下我假出獄の運行が免囚保護團體の共助と俱に監獄行政に於て年々歳々幾多の囚徒を極めて有効的に吾人の社會に復歸せしむる最善の方法に據れることを明言して憚らざるなり」と(拍手)

依て本會長は監獄局長に對し其巧妙なる説述に對して感謝の意を表し且つ討論稍々活氣を添加し來りしか是れ本議題が甚だ重要な案件たるが爲めにしで明年開催せらる可き聯合保護會には必ずや再び議題たらしむ可きものたらん特に此議題を提供せられたる「ムーラル」氏に對しても深く謝せざるを得ざる旨をも附言せり

次で前記「ムーラル」氏再び其持論を補足して曰く

「予輩の我假出獄法に對する若干の修正を絶叫する所以のものは同法が多大の缺陷を有するが故ならずんばあらず就中當局官憲の假出獄に對する標準と爲す短期基本刑は假出獄者の大部分をして僅に二三ヶ月の寛典に浴せしむるのみに過ぎずして立法者の假出獄制に據りて得んことを期する所のものは恐くは唯單に斯かる成果にのみ止まらんや監獄局長の論述は未だ以て此點に徹底せざるものなりや」と

依て前記監獄局長「スクラメック」氏は答へらく

「假出獄法は儼存す宜しく之が適用に易めざる可からず是れ予の答辯の要旨にして何人も其明規する所の條款以外に之を變更して濫用す可からず成程現に實行せらるゝ假出獄者の刑は餘りに短期の者のみなるが如しと雖も一千八百七十五年の分房監制に關する法律は假出獄法の發布以前に制定せられたるものなれば一千八百八十五年假出獄法の發布せられたる當時に在りては立法者は右一千八百七十五年の法律に依り分房監の囚人が其言渡を受けたる刑の四分の一を減殺せらるゝの特典を受くることを知り従て此種の囚人に對しても

は其前提を有益に置くが故に其適用に際しては此辨別と照準に基かざる可からず若し其結果にして良效なるを認めたるときは之れが適用を調和することを要するにあらずや予が切に監獄局長の注意を求む可きは抑々此法律は一千八百八十五年末に公布せられたりと雖も其法律は「ペランゼ」氏に依りて既に一千八百八十二年に提議せられたるものにして當時に在りては前記一千八百七十五年の分房監に關する法律は未だ全く活用の域に達せざりしときなれば單に此兩法律の日付よりせば其間殆んど十年の差異あるが如しと雖も其活用の點よりせば僅に四五年度の差異あるに過ぎず當時世人は「ペランゼ」氏の論文を引證し(獄一千八百八十三年の監獄右一千八百七十年の法律は單に囚徒各自の分離を目的とする新制度なりと稱せしが爲め我佛國に在りては同法のみを以てしては理論上未だ當然に獨房制 Le régime cellulaire) の適用を擴張す可からずと爲せしが後推論考證と假出獄の趣意とを聯結したる爲め終に其標準の基礎を失ふに至りたり如此にして爾來假出獄を許容するに當り次第に其本趣を閑却したるなり(此時監獄局長「スクラメック」氏評して曰く失敬ながら現に保護會の懇訴する所のものは主として當局官憲の假出獄を許容するに吝なりと云ふにあ

「バ」巴里の保護會こそ其懇訴を爲したりと雖も地方の保護會に在りては疑問たらざるを得ず監獄局長は地方に縣知事たりし經驗上地方の事物が如何に經過しつゝあるかを熟知せらるが故に總て氏の判斷に委す然り而して遵守の主義に就て何等編制する所なく又法律の欲する所に從ひ免囚の勞役と行狀に關し何等定むる所なし從て大多數の都會に於て監督委員の如きは毫も集會することなし若し假出獄者の事に關し此委員の意見を必要とするときは監獄署若くは裁判所の使丁をして各委員の自宅に回章を持參せしめて調印を求むるの方法に出づ是れ即ち假出獄を許容せらるゝ場合の真相なり若し夫れ正しく「バ」ツセ」氏の言へし如く保護會が十分に假出獄者保護の目的を達し得ず而して獄舎が獨房制なることをも參照せば假出獄が現時の如く最も吝嗇に許容せらるるの結論を生ぜざる可し」と

次て監獄局長「スクラメック」氏三たび其意見を開陳して曰く「バ」
『若し諸君の論議の如くに予は未決拘留期間の換算も保釋若くは責付中の期間も總て之を囚徒の利益に解釋して假出獄を許容せんことを要求する保護會あ

ることを發見したり成程夫の一千八百八十五年の假出獄法の起草者は右の解釋に就て擴張主義者なりしが如し於此乎明かに兩傾向に分割せられたり即ち六一は犯されたる犯罪而も恐らくは従前多數ならざる犯罪の影響の下に或者は其犯されたる犯罪を過度に嚴正なる方法に依り未だ改悛せざる囚徒に對して全然獄舎の門戸を開かざることを欲し他は之れと反對に囚徒か或は其家族若しくは保護會の力に依り一定の期間監督せられ之れに因りて改悛の良成績を得たるが爲め獄舎の門戸を開くことを得可き總ての元素を考覈することを要すと爲す監獄行政は實に此二大潮流の下に掉して以て其平衡を支持せんとし或は犯罪の性質情狀に鑑み或は犯人の人格を識り或は累犯者にあらざることを若しくは復讐を得たることの確證を得て以て此等總ての方法に依り識別の後初めて假出獄を許容するなり此を以てか當今の狀勢に於て假出獄を許容せざる方面に於て多少の批難ありと雖も一旦許容したる假出獄を取消すが如きは現に稀有の事例に過ぎざるを觀ても其慎重の度や然る可きのみ夫の監督を破りたる免囚が再び犯罪を犯したるときは保護會は切に之を逮捕し之を取戻を望

むと雖も其實其逮捕を受けず取戻をせられざりし免囚は屢々新犯罪を犯さざるに先たち警察官憲の逮捕する所と爲るが故に其害の及ぶ所は繋つて警察官憲の双肩に存す而して又保護會の監督權の下に遁逃する免囚の爲め新に一定の制裁を設け其權限を保護會に附與す可しと論ずる者ありと雖も既に現行法上定むる所の制裁ありて存す即ち許容せられたる假出獄の條件に違背したる者に對しては之を確認したる場合に於て監獄官廳は直ちに其假出獄を取消すが故に敢て新に保護會に其制裁權を附與するの要なけん此時前記「ム」若し所謂論の如しとせば假出獄者か新犯罪を犯すや否や直ちに保護會の保護を離脱するの非理あるにあらすや是れ即ち特に研究を要す可き累犯の特別の場合に於て看過する所なり此場合に於ては裁判所は假出獄者たることを知り且つ監獄行政に於ても一度假出獄に依り特典を受けたる者に對しては再び其特典を得せしめざるなり此時前記「ハ」氏評すらく局長は主務省に於て之れを知るな行務録の言波を受と

此時議長は書記をして會衆に對し當日出席し得ざりし「ケ」ル「ノ」ブ「ル」大學教授「キ」ユ「シ」ユ「氏」及び「サ」ン「レ」オ「ナ」ール「ル」(Saint-Leonard) 保護會長「ル」シ「ャ」ノ「ア」ース「ル」

七氏 (U. Le chanoire Rousselet) の各文書に依る左記の意見を紹介せしめ次て本議題の討論が到底今夕を以て終了す可しとも觀へず改めて之を後日に譲るか將た討議を此程度に止め委員に附託して本會の希望する所を發表す可きか諸君の選ぶ所を指示せんことを求めたり(以下次號)

經營の才歟、事務の才歟

經營の才は創始的にして、事務の才は整理的也、別言すれば前者は積極的にして、後者は消極的也と云ふべく、若くは又た一は進取的にして、他は保守的とも云ふを得べし、

吾人は今之に關して、兩者の長短優劣を論せんとするものに非ず、而かも經營の才は大局に通じ先見の明あり、能く事を創め發達を圖ることを爲すも、動もすれば事務の跡仕末を爲さず、不整理に陥り遂に亂脈に流るゝの弊あり、事務の才は簿書堆裏にありて、美事に記帳算數のことを爲し得ると雖ども、往々にして先見の明を

缺乏、實地實物の監督、利害損得の研究を怠る、而かも大局に通せざるが爲めに、何事も因循に流れ、舊慣に囚はれ、苟くも仕來以外一步も進むことを知らざるのみならず、折角の整理も番に表面を繕ふ爲めのそれに外ならずして、彼の平塚會計検査官の言を借り來れば、簿冊上の記事は事相の寫真に非ずして、單に書に過ぎざるの奇態を見るの弊なしとせず、然れども吾人が茲にこの言を爲す所以のものは唯だ之れ一長一短は物の定數なることを示したるに止まり、敢て之を以て兩者を品別高下したるものに非ざるは前述せる所の如し、

詳言すれば、經營の才と事務の才とは各々其方向を異にし且つ用法を別にして、而かも相互に其分を盡すの役目を有す、即ち恰かも彼の遠心と求心の二引力が、各々反對に相走ることによりて地球は能く位地を保ち、其運行を誤らざるが如く、この經營と事務の二才も亦た互に相反向する所ありて、始めて其用を完ふし効果を收め得べきものに非ずして何ぞや、然るに何事ぞ世人動もすれば此の見易き道理をば闕却し、而して其何れかに偏倚することを爲す、即ち彼等は何れにか己れの長する所あれば、直ちに之を萬能視する風ありて、茲に自ら囚はれ、而して更らに他を

尊重認識すること能はざる也。凡そ人の其好む所又た長する所に偏するは、素と之れ自然の情にして敢て咎むべきに非ずと云ばいへ、而かも之を自然の成行に委して、何等の工夫を加へざるが如きは餘りに無思慮の沙汰にして、苟くも斯世に處して世務を拓かんとせば何事にあれ吾人は先づ自ら公平に鑑みて而して己れの長所の奴隷とならざることに注意せざるべからず、然らざれば即ち經營と事務の兩才に付きても、決して適當なる判別を爲し能はざるのみならず、互に其眞價をも解する能はずして、單に己れ一人の長所好所のみ有用有益なりと偏信するに至る、勢ひ此に到れば如何なる事業をも、完全に發達せしめ難きは明か也、故に任に監督の職にある者の如きは、殊に尤も深く此點に着眼考慮する所あるを要す、

借問す、今や我監獄界に於ける一般の缺乏は、事務の才に於て乎、將た又た經營の才に於て乎、吾人不敏にして之を知らず、若し夫れ何れにも缺くる所なしと言はば、吾人將た何をか云はん、(突川)

講

演

保護事業の一般

(第二十八卷)

司法省參事官

山岡 萬之 助君

これから進みまして、保護事業はどういふ風に行はなければならぬかと云ふこと、其の機關にて申上げて見たい。

先づ第一に如何なる機關に依て保護事業は行はれるやといふことを研究せねばならぬ、保護事業は即ち社會の保護に外ならぬのでありますから、社會の各人は常に其の考を持って居らなければならぬ、眞の保護事業は社會全體としての大なる力に依て行はれねばならぬ、此意味合から保護事業は重要なものであつて各人共直接又は間接も盡さねばならぬといふことが理會されると思ひます、慈善的の事柄に手觸はつて居る者は此事業の爲め殊に努力せねばならぬと思ふ、慈善に付きましたは、殊に宗教が關係して居ります、今日宗教團體に於て既に免囚保護といふことに力を入れて居りますが之を一步

を進めて宗教は人を保護するといふ大體の意味からして實際上社會保護をするといふ所迄進みたいと考へるのであります、勿論其の道の者は左様な考を持たれて居ると思ひます、そこで神道が果して宗教であるかどうかといふ様な細かいことは別としまして、其の方面に手觸はつて居る所の人が一萬三千五百二十一人、佛教は一寺の住職をして居る者が五萬三千二百六十八人であつて、住職以外の人も其の數甚だ多いこと、思ひます、此數萬の人が一致協力、地方的に非ずして、社會全體として保護をするといふことになりますれば是等の人の力は餘程大なるものかと考へます、それから尙ほ茲に一言いたしたいのは、單純に保護と申しますと、人を保護する力のある人が集て爲すのであります、眞の社會事業としての保護を行ふには保護を受ける所の方をも機關の一部に加入させることが宜しいといふことを近時一般の學者の言ふ所であります、其方が一層効果が擧がるといふのである、將來組織立つた保護機關が出来て保護を受ける方面も加入することに迄ならなければならぬ、それから次に機關と致しまして、婦人の問題であります、婦人がどういふ程度迄保護事業に加はるべきか、我國に於きましては、歐米とは違ひまして、婦人が家事以外に手觸はるといふことが少いのであります、これは舊慣から來て居りますことでありますけれども、もう少し婦人といふ者が相當の事業に參與しなければならぬと思ひます、現今僅に愛國婦人會とか二三の會がありましてこれだけの仕事をして居るか

申すことは私の申す迄もなく諸君の御承知の事でありませう、併し歐羅巴の様に女權論を主張して、あゝいふ風になつても困る、英國の如きは選舉權を與へないといふので、婦人が團體を造つて騒いで居る、あれ迄行ては寧ろ社會の害悪であります、我國のはまだそこ迄は間がある、犯罪の方から言ても我國の婦人の犯罪數は少い、一番多いのは英國であります、それから白耳義、佛蘭西、獨逸、伊太利、露西亞といふ順序である。

婦人の犯罪といふものは婦人が家事外の事に關係すればする程多くなる、そこで我國の婦人は家事以外の事に關係しないことは露西亞以下であることが推知せられます、もう少し進んで婦人といふ者も社會的に働かなければならぬ、今婦人の數男子と比し一言して見ますれば、大正二年には男子が二千六百九十六萬餘女子が二千六百三十九萬餘で、女子の方が少し少ない、歐羅巴の方は女子が多い、亞米利加は男子が多い、我國には右の如く男子の數に近い所の女子が居る、少しこれが働いたならば大なる効果があると思ふ、今日は通信省杯で女子を仕事に使ふ様になつて居ります、併し之は算ふるに足らぬ數で此澤山の女子が只内事計り勉めて外へ一向出ないが、少しく外へ出て働いたならば程の仕事が出来ると思ふ、殊に婦人は家事經營の知識を持って居る事よりして保護事業の或る部分は是非婦人に委せなければならぬといふことが言へる、何せと申すと、保護事業といふものは一家として

の生活關係の改善を以て最終の目的となす場合があるからであります、殊に此婦人が人の妻として又母として働けき様な仕事に付ては是非共婦人が必要である、例へば學齡に達しない子供、若くは學齡を過ぎましても未だ幼児の域を脱しない者、殊に乳兒を保護する場合は、是非共婦人といふ者が必要で、斯様な者を保護するは婦人の手に依ることが必要であります、宜しく婦人の頭を此方面に向ける様にしなければならぬと思ふ、今日犯罪人となりました所の幼年が斯ういふ數になつて居ります、罪人として刑の言渡を受け或は起訴猶豫、微罪不檢舉の處分を受けました者が四十四年から大正二年の三年間平均いたしましたして、一年平均六萬九千七百八十九人、斯ういふ澤山な數であります、固より十七八以上になつた者は別でありますが未だ幼者の域を脱しない者に付て、是非婦人の保護を必要とする、今が今といふのではない將來完全なる保護事業を行ふといふには是非共婦人が此事に手觸はらなければならぬものであるといふことに人々の考が向かなければならぬと思へます、それから次に工場主と保護事業との關係、即ち工場主の保護事業の意味を申し上げたい、此點は前にも申しました如く經濟關係が保護を要する唯一の原因であるといふ學説さへありますので、工場といふものは労働者の働く場所でありますから所謂社會問題といふもの、根據になつて居る、でありますから工場主といふ者がどういふ意味で社會事業に働くやといふ點を申します、先づ工場の数を一應申して見ますれば、諸官廳の直

轄工場が大正二年度に於ては六十一あります、それから全國の工場の数を見て見ますれば明治三十三年には七千二百八十四あつた、それが大正元年には一萬五千百十九になつて居る、斯の如く多數の工場がありますから之に従事いたします労働者の數も決して少くないのであります、それを申して見ますと官の直轄になつて居ります所の者が役員として働く者が男子が千二百七十三人女子が六十六人職工の方が男子が六萬七千八百四十七人女子が八千六百二十一人である全國の方で申しますと、職工の數は一日使用する人員が平均しまして八十六萬三千四百四十七人ある、それから労働人夫といふ者が十六萬四千七百十八人ある、百萬といふ數であります、斯ういふ風に工場の数が増え、職工の數が増えて参りますと、茲に労働者と資本主との特別な利害關係が生じてくる、それ故に工場法といふものが法律になつて現はれた次第であります、即ち法律は出来たのでありますけれども遺憾乍ら豫算の關係上また實行が出来ぬけれども此澤山な工場澤山な労働者があります以上は工場法の施行は必要のことであります、即ち社會の保護といふ意味から行はなくてはならぬ、此の如く工場數が多く出来ましたといふことは從來に於きまして小資本を以てやつて居つた工業が段々大資本を以てする所の工業に轉じて來たのであります、此關係が社會保護の事柄に大なる影響を與へる次第であります、そこで今日の工業といふものは經營の資本が多いのであります、資本の大なるものは保護に對して犠牲を

拂うといふことがそう感じないのであります。工場に居る労働者即ち限られて居る労働者の保護を爲すことは比較的容易すいのであります。でありますから歐米等に於ては早くから是等の工場に於て働く所の労働者の保護をして居るのであります。斯ういふ保護設備といふものは、一般の保護事業が個人の利益保護に止まらぬと同じく労働者の利益計りてなく労働者の保護それ自體が資本主の利益である。現今此保護は益々進みつゝあるのである。工場に關します保護の手段といふものは誠に多様であります。我國に於きましてはまだ幼稚であります。鐵道院であるとか或は專賣局とかいふ様な所で現業員の共済組合といふものがあつてそこへ資金を集めさせてそうして現業員が怪我をしたとか何とか不時の事柄があつたといふ時には之を共に助ける、即ち救済保護をして居る僅に是位であります。將來の事柄と致しまして、此工場に關係いたします所の保護方法は色々ありますから申して見ますと、先づ第一に死亡資金の制度、丁度生命保険と同じ事で、小口の保険といふものは、極單純な方法で出來ますのみならず保護率も低い、斯ういふ風で容易すく死亡に對する危険を救助することが出來るそれから第二に疾病保険、病氣に罹つた時に貯金がないといふ時には困るから、疾病保険で救済しなければならぬ、第三は災害保険、第四は廢疾保険、第五は非常扶助資金、斯ういふことは現今我國にはないのであります。第六には戦争の爲に召集されたる在郷軍人の保護、第七は労働者に對する貸

金、これは信用貸金で、資金を置いて労働者に低利で貸してやるといふ制度、第八は貯蓄の制度、貯蓄は逓信省の貯金局へやれば宜い様なものであります。がそれだけではいかぬ、特に工場關係に於て必要がある少年の労働者若くは未婚者に強制貯金を爲さしめなければならぬ未成年の間には濫費しますから強制して貯金をさせる第九は労働者の養老金若くは途中で死亡した場合の遺族の扶助資金、第十は事務員の疾病死亡扶助、養老資金並に遺族扶助資金、第十一には健康を保持する所の設備をしなければならぬ、斯様なことが概略工場に關係した所の保護事業であります。これ等に付て段々研究して我國に適當なものを採て行かなければならぬ、大體保護事業は保護する人間が經營するのであります。が、工場の關係に於ても労働者の方を干與させることが宜いといふことが、今日に於ける歐米の傾向であります。それから次に市町村の保護を申上げたい、市町村は一個人と國家との間に立ちまして保護事業に關し誠に重要な地位を持て居るのであります。何せ保護事業は市町村が都合が宜いかと言へば區域が限局されて居りますから都合能く働くことが出來る、それから今一つは國家と異なりまして、事を決定するのが誠に容易すい、それでありまして或る制度を一定の期間試験的に行ふことが出來る。國家といふものはそうはいかぬ、假にやつて見ると云ふ理由で豫算を取ることが出來ぬ、然るに市町村になりますと先づ假にやつて見て宜ければ進んでやると云ふことが出來ます。所で我國に

於ては市町村には保護事業が未だ殆んどありません、歐米に於ては市町村が之を重要な仕事として澤山の資本を費してやつて居ります、今將來の参考として、どういふ事業を市町村で行ふべきものかを茲に舉げて見ますと、第一に住居の關係を改善しなければならぬ、御承知の通り東京市杯でも萬年町とか鮫ヶ橋とかあゝいふ所で小供が育つては立派な人間になれべきでない、住居の改善といふことは、人物を造る上にも大なる關係を持て居るのでありますから之は市の事業としてやらなければならぬ、労働者の住居には住ふべき人数に付ても制限をしなければならぬ、三疊や五疊敷位の住居に五人も六人も這入て暮して居ては道德の意味が分る譯がない、そういふ所で善き人間を造るなどのことは出来ない、次に住居を監査することの設備、これが住家に對する改善の方法の一つであります、所が我國では何もやつて居らぬ、第二に住民の健康状態を高めることであります、これは我國でも或程度迄は行はれて居る、先づ水道であります、現今大きな市になりますと水道が設けてある此點は衛生上から見て非常に宜いことであります、次は公園であります、廣い場所を町の中に置くことは出来ませぬが外國の人には公園といふ頭が乏しくありました、今日では本郷の明神坂上又は數寄屋橋邊りに小さな空地へ木を植えて子供なその遊び場にして居る、萬世橋の手前に郵便局がありますがあすこ等は公園としてあらねばならぬ、所があゝの真中へ持て行て郵便局を置いてある、四通八達電車の通る所へ

あゝいふものを立設けるのは全く違つて居る、少しも考へない仕事である、それから尙ほ健康状態に關しますのは食料品の關係であります、例の魚河岸移轉問題の如きも健康状態に付て餘程考へなければならぬ、周圍に虎列刺やペストが発生し易い場所ではいかぬ、第三は精神の方面で徳義教育と國民の知識を増進しなければならぬ、今日小學校は全國到る處に建てられてある立派な學校は出来て居るが、併しながら其内容に至りましては遺憾な點が少くない、殊に禮儀作法の教が届いて居らぬ、昔の塾杯より劣た點があります、立派な人間を造るのには人格養成に注意しなければならぬ之から補修學校、徒弟學校、職工學校、家事職業學校杯の設備が未完成である、例へば大工を教育するといふ様な所はありません、今でも大工などの職人は弟子入をして習つて居るので知識が極めて幼稚でありますから此仕事は斯ういふ風にしたら見場が宜からうとかいふ様なことに付ては誠に考がうといふ、これ等は教育の機關が出来て居らぬからであらうと思ふ、それから圖書館、音樂堂杯も市で經營することが極必要である、音樂といふものは人の心を穩かにする、歐米に於ては音樂會が澤山に開かれる、又公開演説或は必要な物を展覽する會の催しを爲し、斯くして國民の知識の増進を圖らなければならぬ、第四は交通機關の便を圖ること、第五には職業上の利益増進、職業紹介所杯か之に關して居る、茲に一つ申て置きたいのは實業裁判所を設置に付てゝあります、實業裁判所といふものを此頃我國に於て

研究して居ります、學者の間には職工裁判所又は勞働裁判所など、申します、此裁判所は勞働者と資本主との間の事件を處理する爲め普通の區裁判所と異なり自治團體で經營する所のものである、此裁判所は合議體で一人は法律の知識を持た純粹の裁判官、跡二人は勞働者の側から出し二人は資本主側から出して、それが合議して裁判する。事件は和解で済みますのが半数以上あります良い制度であります、我國にはまだこういふ設備がありませんが、近來斯る設備をなすべきことに學者の研究が進んで居ります、第六は勞働者保護の規則、例へば工場法の如きものを實行して工場を監督しなければならぬ、第七は救貧事業は歐米到る處に行はれてあるが、我國ではまだ幼稚である。

以上が市町村の事業に付てのことであり、最後に申したいのは、保護事業の中央經理といふことが保護事業を組立てますのに誠に大切なことでもあります、近時市或は一定の行政區劃に於きまして保護制度若くは慈善或は救貧事業に付まして、歐米諸國では莫大な費用を出して居ることは何人も認める所であります、我國に於きましては、歐米諸國では莫大な費用を出して居ることは何人も認めます、國費を以てする救護金は、全國で明治四十五年大正元年に於きまして四萬九千五百六十五圓といふものを出して居る、それから罹災救助基金といふものの全體と致しまして三十四萬七千七百四十一圓、それから棄兒の養育費といふものが、三萬三千三百七十一圓で、日本全體で五十萬圓にはな

りませぬ、歐米の一つの大なる都會に於きましてはこれより遙か以上のものを出して居る、此點から言ひましても我國の保護事業或は救貧事業慈善事業といふものがまだ幼稚な域にあるといふことが分ります、歐羅巴に於きましても救貧事業の外はまだ一般的組織の域に達して居らぬ、即ち完全な機關を備へてやつて居る譯に参りませぬ、此事は詰り救貧事業といふものが進歩して保護事業になりますのかありますから、救貧事業が完全になりましても保護事業が完成せぬのは當然の順序であります、そこで中央的機關を保護事業の爲め設くるのはどういふ必要かと申しますれば、之に關係します所の他の事業と聯絡を持ち、一つは中央施設に依りまして、事業の科學的の根據を研究し發達せしむることの爲に必要であります、今日の所では救貧事業に付しましては、歐米は勿論の事、佛蘭西、白耳義等に於きましては中央的監督機關がある、中央から全體を見張て居る、此中央的監督機關が出来ましてから、全體の救貧事業に大なる變化を來して居ることは一般に認めて居ることであり、之を要するに保護事業の完全な進歩を期するには是非共中央的施設を必要とするのであります、我が免因保護事業に付き先頃中央的施設が出来ましたのは此意味合に於きまして大に喜ぶべき現象であります、諸君の御盡力に依りまして免因保護だけは右の如き處まで進んで来て居ります、これは事業の進歩の上に確に大なる影響のあることであります。

段々申上げました様な次第でありまして、我國の保護事業はまだ幼稚でありまして、特に申すべき程のものは少なふございますけれども人口も非常に増加し、それから工場が殖へ從て労働者の増加、職工の増加といふことか工場法の制定を必要としたのでありまして將來保護事業の組織立つたものを施設しなければならぬことは當然であります、でありますからして此保護事業の一部であります所の免囚保護に關係のあります諸君は此事業を完全にすると同時に保護事業は社會全體の者が盡さなければならぬものであるといふ理想的の目的の下に大に努力して、我社會の實力といふものを増進する様にしなければならぬと思ひます、要するに將來保護事業はどういふ風にして行はなければならぬかといふことの極めて概要を申したのであります、細かな點に至りましては、一つの項目に付て申しても、相當の時間を要します、今日は極めて概畧を述べました次第であります。(完)

資 料

少年受刑者の體格營養其他に就て

小田原分監報告

當分監に於ける少年受刑者の健康狀態は之れを他の同一種類の監獄に比し何れの地位に在るやを知り以て階級處遇制中に副食物給與の制限を加ふるの可否竝獨居期間の長短が健康狀態に及ぼせる結果を知らんが爲めに各監獄に調査を乞ふて其回答を求めたり

各監獄の狀況は各地方人特有の體格、年齢別人員の多少、在監日數の長短、入監前後の境遇等を斟酌して閱覽するを要し唯本表の數字のみを以て漫然其處遇の厚薄を論評すること能はざるは勿論なりと雖も金澤盛岡岩國唐津函館の各監獄は土着者を比較的多く收容する故にや其健康狀態大體佳良なりし反之小田原川越名古屋堀川洲本の各監獄は概して健康狀態不良の傾向あるを認む之れ都會に集合發生する犯罪少年は其體格營養共に不良なるに加へて不攝生不規律の生活を爲すもの多きに由るなるべし

と指定することを得べし

體格營養身長體重胸圍表 (大正四年九月一日現在)

監獄名	體格				營養				身長	體重	胸圍
	強壯	中等	虛弱	良	中等	不良	身長	體重			
監獄名 檢查人員	強壯	中等	虛弱	良	中等	不良	身長	體重	胸圍		
小田原	一三三	四七	五三	三三	四七	五三	三三	五、〇四	一一、〇九三	二、四六	
川越	三〇一	六一	二一六	二四	一一〇	一六九	一二	四、九八	一一、二〇五	二、四八	
名古屋	六六	二一	三八	七	一四	四三	九	四、九七	一一、二七〇	二、四八	
金澤	二七	九	一八	一九	八	一	五、一一	二、八〇五	二、七〇		
盛岡	七二	一六	五〇	六	六一	一一	五、〇六	一一、三四八	二、五七		
姫川	一七五	四三	一三〇	二	三一	一四三	一	四、九九	一一、四五〇	二、五四	
岩手	九〇	一	五四	三六	七八	九	三	四、九九	一〇、六九七	二、四三	
唐津	五九	三八	二一	四三	一四	二七	一〇	五、〇一	一一、三四三	二、五〇	
函館	六一	一五	三八	一	二〇	三八	三	五、〇五	一一、八九五	二、五五	
總計	一、〇九六	三二〇	六五八	一一八	五〇八	五一一	七三	五、〇〇	一一、三六八	二、五一	
中學校生徒	四、五七	三五〇	八、四三	三、二	—	—	—	—	—	—	
甲種實業學校	一、〇九六	三二〇	六五八	一一八	五〇八	五一一	七三	五、〇〇	一一、三六八	二、五一	
男生徒	一、〇九六	三二〇	六五八	一一八	五〇八	五一一	七三	五、〇〇	一一、三六八	二、五一	
甲種實業學校	一、〇九六	三二〇	六五八	一一八	五〇八	五一一	七三	五、〇〇	一一、三六八	二、五一	

備考

一 各種學校の検査成績は明治四十五年四月の調査に係り大正三年四月文部省報告中十四歳以上十八歳未満の者のみを摘録す

一 各監獄の一人平均数は便宜各年齢別人員に平均數量を乗したる積を合計して算出す

一 各監獄に於ける體格營養を區別する標準は検査者に依りて區々に涉る感あり

更に各監獄に於ける少年受刑者を年齢別に合計し其平均數を算出し之れを各種學校生徒の成績と比較すれば左表の如し

年齢別體格身長體重胸圍表

年齢	種別	検査人員	體格			身長	體重	胸圍
			強壯	中等	虛弱			
五十歳未満	少年受刑者	八一	一一一	六〇	一〇	四、八三	一〇、四〇五	二、四〇
	中學校生徒	一三、一〇三	六、二五六	五、九四三	九〇四	四、八八	一〇、六七二	二、三五
六十歳未満	少年受刑者	二〇六	四五	一一三	二九	四、八九	一〇、六八一	二、四一
	中學校生徒	一、二、六〇〇	六、五九〇	五、四〇四	六〇六	四、九三	一〇、八五九	二、四五
六十歳以上	少年受刑者	四、五一二	二、三九三	一、九三九	一八〇	五、〇五	一一、八六八	二、四八
六十歳以上	中學校生徒	四、五一二	二、三九三	一、九三九	一八〇	五、〇五	一一、八六八	二、四八

統

十

在監人の疾患に就て

二階堂保則

本日は宮島綱男君の有益の御話のある筈でありましたが、同君が御病氣に罹られた爲めに私に何か御話を致すやうにと田中君から御需めがありましたので即ち茲に罷出ることになりました、是といふ準備もありませんから、持合せの材料……昨夜急造しました二三の統計圖表を供覽して、それで御免を蒙むことにしやうと思ひます、そこで御話の題は在監人の疾患と致しました、統計年鑑略解に供する積で見ても置きましたものを……此在監人の疾患は昨年も略解を記しましたから今はチト細に見ようと思ふて居ましたそれを茲で御披露いたします、御承知の通り監獄は統計の研究上頗る宜い研究地であります、大體監獄に於て統計上研究すべきことが二つある、其一は監獄其のものを研究する、他の一は監獄の事實に依りて社會を研究すると斯う二途の研究目的を有して居ります、又監獄の統計を性質に依りて分けて見ると、是も大體二様になる、即ち監獄の事務統計と監獄の社會統計とであります、

又此監獄の社會統計を細別致ますと、監獄の醫事統計と監獄の犯罪統計とに分けるのが至當であります、私の申上ますのは其監獄の醫事統計の一部に過ぎないのであります

監獄局から發行せられます監獄統計年報は、内務省から司法省に移管になりました以來引續いて出て居るのであるかと思ひます、其第十四年報に明治四十五年大正元年の事實が收載せられてあります、それには監獄の總ての統計が載せられてあるのであります、他のことは暫く措きまして、就中監獄の醫事統計即在監人が病氣に罹つた數又は死亡した數の統計は此第十四年報までに、幾度も變遷がありましたして第一から第十四までの年報を通して觀察することは殆ど不可能であります、近頃になりまして明治四十二年の第十一年報から統計の様式が略ぼ一定せられまして、それに記入せられる數も年々同一の數が記入せられるやうになつたのであります、尤も明治四十四年から四十五大正元年の分は多少様式を變へられた所があります、それ故に嚴格に言へば是も亦以前のものと比較が出来ないやうであります、けれども今は大體の觀察に止めますからいくらか比較をし易い年を取りまして、明治四十二年から大正元年までの事實に就て申上ることにしたと思ひます、唯今申ました四十二年から様式が改まつたそれはどう改まつたかと申しますと、四十二年から在監人の罹病者の數の表章せられ方が二種になつたのであります、それは第一入監當時の罹患者即ち監獄に入る時既に病氣であつた者、そ

れから第二入監して後病氣になつた者、斯う二種に分けて見らるゝやうになりました、是は非常に有益なことのやうに思ひます、なせかと云ひますと、入監する時既に病氣であつた者と、入監後病氣に罹りました者とは全く其發病の性質を異にして、入監後病氣に罹りました者は、監獄生活が在監人の健康にどう及ぼして影響が来たか、どういふ疾病となつて現はれたかといふことを見るのに最も重要なものでありまして監獄衛生の反映とも見るべきものであり、又入監當時の罹病者を観察しますれば、入監者即ち罪を犯す程の人はどういふ社會上の地位の人か、餘り上等な人は少ないでせうが、罪を犯すほどの社會的地位の人其地位に在りて犯罪年齢の人の常の病氣の状態が之で知れる譯でありま、而も面白いことは其病氣の状態と云ひましても、罹病の全體ではなく、休業して居らねばならぬマア寝て居なければならぬ程の罹病者は餘り現はれない、活動して居られる程度の人の罹病の状態を知ることが出来る、是は餘程面白い材料であると思ふ、それで先づ初めに入監當時の罹病者から申し上げます

一 入監時の罹病者

入監當時疾病に罹つて居つたといふ者を見ますと左の如くであります

明治四十五年	同四十四年	同四十三年	同四十二年
大正元年			
各性入監人員	三六二	四六七	六八二
男	一七七	一九九	三〇四
女	一八五	二六八	三七八
百に付罹病者	三・三	五・九	六・四
總數	三・三	五・九	六・四

總數に就て見ますと明治四十二年は入監者百人に付六人四九、それから其翌年の四十三年は四人三五、四十四年は五人四九、近く四十五年大正元年是三人三六といふ比例になる、餘程可笑しい比例になつて居ります、六人四九といふやうに大分多數の罹病者があつた、それに次いで四人三五といふ少數になり、又五人四九といふやうに大分高くなり、三人三六といふやうに又少くなつて、四十二年と大正元年とを比較しますと、殆ど一と二との比の如くに大なる相違があります、どうして斯ういうやうに罹病者の數に多少があるか、なせ犯罪者……それを通じて見られる社會の人に罹病者の多少が生ずるか、チヨット是は疑はしい、私は此數には疑を置かねばならぬと思ひますが、男女の關係と共に後段再び述べることにします

各性入監人員一萬に付入監時の罹病者 (携帶乳兒を含む)

總數	四二年	四三年	四四年	四五年	以上四年平均	四二年	四三年	四四年	四五年	以上四年平均
男	六二・三	四六・九	六二・〇	三六・四	五五・七	三三・九	一九・〇	一七・九	一六・六	三六・三
女	六二・三	四六・九	六二・〇	三六・四	五五・七	三三・九	一九・〇	一七・九	一六・六	三六・三
病類別	一、腸チフス	〇・三	〇・四	〇・四	〇・三	〇・一〇				

二、マラリア	一・三〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・七	—	〇・三	—	〇・九
三、流行性感冒	一・六四	一・二五	二・四〇	〇・五	一・三四	〇・七一	—	〇・七四
四、肺結核	一七・七五	一五・一七	一八・六〇	一四・五	一六・五	七・九〇	一五・九四	二・七七
五、其他の結核	一・九九	一・二五	一・九六	一・四	一・五四	〇・五	一八・六	一・五
六、癩	四・二九	三・八	四・〇九	三・四六	三・九八	二・三三	〇・三	二・四
七、瘧毒	六七・二七	四四・三	四七・七三	三四・三	四九・五〇	二七・二七	二九・一一	二八・九五
八、淋毒	四六・六六	三五・六九	五三・四六	四七・二	四六・六三	五・七四	三・二七	一・八
九、軟性下疳	一九・三三	一一・六七	一八・四四	一一・六六	一五・七五	三・五	三・二七	一・一一
〇、其他の花柳病	三・〇三	二・四五	三・六三	二・七六	三・三四	一・四四	〇・五六	一・四八
一、ロイマチス	一一・二六	九・四	一一・九七	五・九五	一一・六四	二・八四	六・九二	八・五四
二、スコルプー	〇・三三	〇・七	〇・五	〇・六	—	—	—	—
三、貧血及萎黄	三・四二	一・〇	二・九	二・四四	二・五四	一・七九	〇・三七	〇・六
四、其他の營養變調の疾患	二・五	三・三	三・三	一・三五	二・五六	四・四六	一・三	二・三
五、脚氣	一八・四〇	一六・四三	一六・七〇	一・九	一八・七	三・三	一・〇九	一・二
六、高熱	〇・四三	〇・四	〇・四	〇・四	〇・三	〇・七	—	〇・四
七、其他の悪性腫瘍	〇・四	〇・九	〇・一五	〇・六	〇・一三	—	—	—
八、寄生蟲病	一三・四二	九・六	一一・九	〇・九二	九・二二	二・九五	—	〇・四
九、其他の傳染性病	〇・〇九	〇・四	〇・五	—	〇・七	〇・六	—	〇・七

二〇、神經衰弱	三・二	二・六	三・八	二・四	三・二	一・〇八	二・五	〇・七	〇・六
二一、神經痛	六・七一	三・六	四・四	五・四	五・一一	九・三	一・〇九	一・六	二・四
二二、精神病	一・三	一・四	三・七	二・三	三・九	一・八	一・八	〇・八	二・〇
二三、ヒステリー	〇・七	〇・四	〇・五	〇・二	〇・七	五・〇	六・一	六・三	五・四
二四、腦脊髄病	六・四五	六・七	八・八	五・八	五・九	三・九	二・八	二・七	二・七
二五、其他の神經系病	七・四	五・八	二・五	四・八	五・〇	六・〇	一・八	〇・七	一・七
二六、夜盲症	一・二	〇・九	〇・五	〇・三	〇・九	〇・六	—	—	〇・九
二七、トラホーム	四七・三	三・四	三・七	一七・七	三・三	一九・七	八・七	七・八	二・九
二八、其他の眼病	二五・三	一五・七	二四・四	九・九	一九・三	二六・二	八・七	七・六	七・六
二九、耳病	三・五	二・八	二・三	一・二	二・八	一・〇	〇・六	〇・七	〇・三
三〇、心臓病	九・六	六・四	六・三	四・七	六・九	三・三	二・七	二・九	三・〇
三一、其他の血行器疾患	〇・三	〇・七	〇・七	〇・三	〇・四	〇・六	—	—	〇・九
三二、鼻及喉頭病	一〇・七	二・九	六・〇	三・〇	六・六	六・四	四・七	一・八	三・四
三三、氣管支炎	二〇・三	八・二	九・七	五・八	八・四	五・〇	八・〇	二・九	三・〇
三四、肺炎	〇・六	〇・五	〇・七	〇・六	〇・六	〇・六	〇・三	—	—
三五、肋膜炎	四・〇	四・一	三・八	二・三	三・八	五・〇	二・九	二・九	三・三
三六、其他の呼吸器疾患	二四・五	一三・九	一六・三	四・四	一五・九	一六・九	三・六	〇・六	九・八
三七、齒の疾患	一六・八	八・二	七・二	〇・七	八・五	八・一	—	—	二・六

	男					女				
	四二年	四三年	四四年	四五年	以上四年平均	四二年	四三年	四四年	四五年	以上四年平均
六、口腔及咽喉疾患	四・〇	一・三	三・八	一・七	三・〇	三・三	二・九	〇・七	—	一・〇
三九、胃 痢	六・三	三・二	三・〇	一・五	四・三	六・〇	一・八	一・八	—	二・六
四〇、腸カタル	三・〇	一・〇	二・七	六・七	一・五	一・〇	六・九	五・四	—	五・四
四一、其他の腸病	三・五	一・七	五・七	二・六	三・七	一・九	一・八	二・〇	—	二・四
四二、腹膜炎	〇・六	〇・三	〇・六	〇・三	〇・五	〇・七	〇・七	〇・三	—	〇・六
四三、痔 疾	三・五	二・三	二・九	二・七	二・四	一・四	七・四	五・六	—	七・七
四四、肝臓病	〇・六	〇・七	〇・八	一・五	〇・九	〇・六	—	〇・七	—	〇・三
四五、腎 臟炎	一・六	二・〇	二・五	一・三	一・九	一・七	〇・五	—	—	〇・六
四六、其他の泌尿器疾患	三・九	三・七	四・三	三・六	三・九	一・〇	二・八	一・一	—	〇・八
四七、生殖器病	四・五	二・四	二・六	三・〇	三・三	二・九	二・七	八・九	—	四・七
四八、分娩及産褥の疾患	—	—	—	—	—	五・〇	五・八	四・八	—	六・八
四九、皮膚及皮下結核炎	六・五	五・四	五・六	三・六	五・九	二・八	四・三	二・九	—	五・九
五〇、其他の皮膚病	一〇・三	九・九	一〇・六	五・七	九・四	四・七	一・八	一・三	—	一〇・七
五一、運動器疾患	一・三	三・〇	三・三	三・四	二・四	一・四	一・二	—	—	一・四
五二、自殺(自傷?)	〇・三	〇・三	—	〇・四	〇・四	—	—	—	—	—
五三、中 毒	〇・三	〇・八	〇・七	〇・四	〇・六	—	〇・三	一・一	—	〇・九

五四、外 傷	一八・四	一七・五	三〇・四	二七・九	二〇・八	八・九	四・七	一・八	—	三・三
五五、其 他	五・九	四・三	三・三	三・四	四・三	二・五	二・八	一・六	—	一・〇

茲に掲げました表は……(演者云、講演の際は此表に據りて作製せる描畫圖を掲げたれども今は數字表のみを挿入せり)四十二年から四年間の各性の比例數並に其四年の平均比例數でありまして、入監前の罹病者を病類別にしたものであります、其第一に腸チフスがあります、監獄法の第十三條に「新に入監する者傳染病豫防法に依り豫防方法の施行を必要とする傳染病に罹りたるものなるときは之を入監せしめざることを得」とありまして實際は入監せぬことになつて居るかに承つて居りましたが是で見ると必ずしもそうではない、少數ではありますが未治の腸チフス患者が收監せらるゝことがあるものと見えます、勿論監獄にはそれらの設備があつて差支ないのではありましたが局外から見ると如何にも峻嚴なるもので、衛生防疫など、言ふこと、矛盾して居るやうにも思はれます、此入監せしめた監獄がドコであつたか、ドンな事情であつたかそれは少しも判らないのであります、兎に角注目すべき事實として申上て置きます、それから此僅か四年間に於て罹病者の比例數に大なる差違があること云ふことを申しましたが、茲に擧げてあります流行性感冒、斯様に罹病者の員數に變化のありました場合には、私は、先づ第一に考へますには、何か傳染性の疾病が流行したのではないか、其流行した年には

入監者の罹病者の數が高くならう、又流行病のなかつた年には入監者の罹病者數が低くなることがありはせぬかそれを詮索すべきものと思ふて居ります、而してそれには腸チフスとか赤痢とかいふやうな法定の傳染病は、猥りに動すことが出来なと思ひますから、是等は餘り交渉がなからう、法律で取締つて居らない傳染病、例へば流行性感冒といふやうな疾病の流行年であつたならば、入監時の罹病者の數が多くなりはせぬかと考へたのであります、それ故に四十二年四十四年の流行性感冒には大いに注目して見たのであります、此二年は確に多かつた、けれども流行性感冒の全體を合せても僅かな數であるから、之が全罹病率を動かすほどの影響を有さうとは思はれない、即ち男の方で見ますと、入監者一萬人に付四十二年が大分多い年でありますが一人六四、四十四年は四十二年よりも餘程全罹病者の數が少ないにも拘はらず二人四〇といふやうに大分多く流行性感冒があつた、さうして結局は四年を平均したところで一人三四といふに過ぎない數でありますから、之が入監時の罹病者を多からしめた、少なからしめたといふ大勢を動かす原因になつたとは見られないやうに思はれます、それ故に入監時罹病者の多少は他に尙ほ重大の原因があるものと思はれます、次に軌近十餘國民には非常に蔓延した事實の明かなる肺結核及其他の結核性疾患は如何の狀にあるか、所が肺結核は至つて少ないのであります、さうして四十二年から大正元年まで他の諸病に比して餘ほど揃つて居る、即ち

四年間の平均が入監者一萬人に付十六人二五といふ比例になりました、各年の比例數は此中數を距つること餘り大なることはありません、殊に奇異なのは一般國民としては女の肺結核罹病者が多い當に肺結核のみならず總ての結核性疾患に罹る者の數が多い、それにも拘はらず入監者に於ては女の結核罹病者が誠に少なく、男の結核罹病者が寧ろ多いのであります、何故に一般の醫事統計に於て見たると異なりて入監者の女に結核罹病者が少ないのであるか、是は尙充分に調べなければなりません、兎に角確に理由あることらしいやうに思ひます、何れ此後に研究しまして再び報告する時のあることを期しますが、其一の理由として近頃各監獄に於て殘酷なる犯罪者を調べて見ますと、其中には結核性疾患に罹つて居る者が甚だ少なくない、此事實は社會研究上決して等閑に見ることの出来ないことでありまして、自己が結核に罹つたといふことを醫師から宣告を受けますと、教育無き者の常として自暴自棄に陥りまして、どうせ遠からず死ぬといふやうな悲觀の極途には随分殘酷の行爲を敢てする者があるかも知れませんが、今は不幸にして適當の材料がありません、嘗て監獄協會の雜誌で見たこともありますから、それ等を段々蒐集して見ましたならば、此犯罪心理上見通すべからざる事實が證據立てられるかも知れぬと思ひます、されば尙ほ活動し得らるゝ程度此犯罪者の肺結核は僅かな數でありますけれども、其數の中には重大なる眞理が含まれて居ることを認めねばなりません、其他

の結核性の疾患は、主としては腹膜の結核、腸の結核が多いやうであります、膈膜の結核は全くない、それは幼弱者としては稀に携帯乳兒があるのみの入監者には當然のこと、思ひます、それから茲に不思議といふよりは寧ろ恐ろしく思はれることがある、それは癩が、入監者に少くないことであり、結核と癩との罹病者比例を比較すると癩の数の少ないことが知れます、即ち結核の約四分の一癩罹患者がある、男の四年平均を挙げますと三人九八で女は一人三三であります、而して男に於ては各年殆ど平等でありまして、四十二年が四人二九、四十三年が四人九八、四十四年が四人九八四十五年大正元年が三人四六といふやうに中數と大差のない數であります、而して肺結核と比しますると、約四分の一を占めて居る、入監者に斯の如く多數の癩患者があらうとは想像に餘る所でありまして、私は昨年癩の患者數を推計したことがあります、それは統計局で蒐集せられました癩調査の結果數から推計したもので誠に不完全な方法であるけれども、其推計に依りますと、日本に現在の癩患者が十萬人を下らないであらうといふことになり、遂近頃全生病院の光田醫長から問はれましたので此推計を答て置きましたら、同君の中央慈善協會の講演の中に其まゝ挿入して置かれました、他に調査すべき途のない場合には、比較的合理的の推計に據るより外仕方がないと思ひます、さて此入監者の調べに依りますと癩が結核の四分の一である、結核の罹患者が何ほどあるか判りませぬが、獨逸の病院統計から推計して、日本

の結核罹病者の割合を算出しますと、獨逸の病院に收容せられる程度の結核患者が日本には現に約四十八萬人あることになる、それは結核患者の病院で治療を要する程度の者がそれだけあるのであります、而して日本の癩患者が十萬人あるだらうといふ推計があると思ひます、茲に見えます、癩の數が結核の四分の一弱であるといふことは何か面白い暗合でもしたやうに見えます、併し癩は總ての數、結核は病院に收容せらるゝ程度の數でありますから兩者の推計せられた性質の相違があります、それ故に是だけで何も發見する所はありませんが、兎に角日本には癩が少なくない、而して其癩患者が、犯罪を敢てする者の、少くないことは認められます、私は此事實に於ても前に結核の場合に申たやうな犯罪心理上大に考慮を要すべきことがあるのであらうかと思はれます、各年の入監者の患者數に多少のありました、其原因らしく思はれるものが此處にあります、それは何であるかといふと、私は此花柳病の數がそれでないかと思ひます第一に微毒、それに續いては淋毒、其次が軟性下疳、それから其他の花柳病であります、此其他の花柳病は主に急性便毒などでありましたやう淋毒から來たのであるか、軟性下疳から來たのであるか、不明である場合、或は混合傳染である場合であらうと思ふ、此花柳病が非常に數である、四年の平均で男を見ますと、微毒が入監者一萬人に付て四十九人五、それから淋毒が四十六人六三、それから軟性下疳が十五人七五、其他の花柳病が六人四三である、此花柳病合計は百十

八人三一に當ります、女を見ますと、男ほど多くはないけれども、矢張り微毒が二十六八四一、淋毒が三人三一、是は又非常に淋毒が少な過ぎるやうであります、それから軟性下疳が一人八九、其他の花柳病が一人〇四で合計三十二人六五に當ります、而して此平均を構成する内容はどんなものから出来て居るかといふと、其中の一の微毒に就て申上げると御判りになるかも知れぬ、即ち四十二年の微毒の割合は六十七八二七而して四十五年大正元年の数は三十四人三二で兩年の間には非常なる差がある、此非常なる差は、どうして出来たか、微毒が四十二年にはそれほど盛んに流行して、僅か四年目の四十五年大正元年には斯様に少なくなつたか、若し之が監獄内に於ての發病者でありますれば、或は斯ういふ事實が有り得るかも知れぬが、犯罪者を通じて見られる一般社會の下層者に於て二年か三年の間に微毒の罹患者が半数に減るといふやうなことは實際上有り得べからざることであり、さうすること、それではどうして實際上有り得べからざることが監獄の事實として現はれたかといふと、私は此統計の原材料の蒐集方に就て疑を狹まなければなりません、それはどうであるかといふと、入獄時の罹患者は、入監の際に身體検査をする、即ち健康診断をする、其際に監獄醫が見したる病氣を書上げたのが即ち此入監時の罹患者である、ところで監獄醫の身體検査といふものが何時でも同じいやうに行はれて居りますれば、微毒……慢性傳染病で而かも一度び感染すると容易に除去することの出来ない

疾病が斯様に著しく増減することはない筈であります、健康診断の手が或は密になり或は粗になるといふことがあつたのではないかと疑はれるのであります、殊に其疑を強めて行くことの出来る微證は男の方に於ける微毒が四年の平均は四十九人五〇であつて夫に對する淋毒の割合は四十六人六三である、淋毒と微毒とは男に於ては殆ど差がない略ぼ同數であります、然るに女を見ますと微毒が二十六人四一でそれに対する淋毒が僅かに三人三一といふ少數である、其三人三一といふ平均は四年間に於て多い時には五人七四最大が五人七四最小が一人四八といふ不同の數から成立つて居るところの平均であるから、三人三一すら大分大きい働きの間に出来た平均であります、なせ此事實が検査に粗密があつたといふことを證據立てるかといふと、男の淋毒性疾患は診断が爲し易い、淋病に罹つて居る者は細密に検査をするまでもなく、既に患者自身に自覺がある慢性淋であります、急性淋であります、急性淋でも直ぐに知れるといふことであります、男の急性淋は殊に強い排尿時の疼痛がありますし、又慢性淋でありますとも診断の困難なることはいふことであります、女の淋病は中々さう著明でないといふと申します、其侵される部分が廣いにも拘はらず症状が比較的軽く疼痛のある期間も短く而かも輕微である爲めに慢性淋などになりますと患者自身が能く覺知しないこともあると申します、其子宮を侵された場合の如き膿淋である場合の如き餘り疼痛をも覺へない、俗に所謂腰氣が強いなど、稱し

て多く意に介せざる者さへあると申す、それ故に醫師が綿密なる注意を缺きますと、第一に苦痛を感ずることが少いから其罹つて居る女自身が之を訴へることが少ない、之を診断するには勿論内診を要する、男と雖も局部の検査を要しますが男の局部の検査と女の内診とは素より比較にならない、底で内診をして分泌物を認めた所で、診断を確定するには顯微鏡的検査を要するのであります、それ故に女の淋病の診断は學術的に困難なのではない、手数が著しく男よりもかゝるのであります、さて斯様に難易がありますと事を節略する場合には易なる方は行はれても難なる方の行はれないことが多く監獄醫の診断振りは私の知らざる所でありますが若し或る年は綿密であつて他の或る年は簡略であつたとすれば易なるものには異なる所がないかも知れませんが難いものは其簡略なる年に於て發見せられないことが多いであらうと想像せられます、それで是だけのことを前提して男子の事實を見ますると、斯ういふやうに淋毒性疾患と微毒とが並行して居るのであります、微毒と淋毒とは果して並行するほどの程度に兩者の蔓延力を同くするものであるか、東京帝國大學の土肥教授の報告によると皮膚科の新來患者の約一七・九%は花柳病であつて其一〇・五%は微毒六・二%は淋病であつたと申す、淋病は微毒よりも比較的輕症なるかの如く見做されます、それ故大家の門を叩く者は微毒よりは少ないと見なければならぬでしやう、曾てプロイセン政府が國內の醫師に命じて或る一日に現に其施治に係

る花柳病患者数を報告せしめたことがある當時伯林に於ける事實は人口一萬に付現に淋病患者八十三人、微毒患者三十六人ある割でありました、されば淋病は寧ろ微毒より多いのが本來であるかも知れません、是は素より標準になりませんが吉原の娼妓に就て調べた統計に依りますと微毒患者一人に對し淋病が三十五人、軟性下疳が二十五人ありました、以て如何に淋病が非常に廣がつて居るものであるか想像せられます、それ故に一般人に於ても淋病の蔓延は決して少ないものでない、然るに入監者の女は微毒が二十六人見出されたに拘はらず淋病が僅に三人であるといふことは男の割合に比しても検査が密でないといふ證據でありますまいか、そうするといふと前から疑問であつた入監の罹病者總数が或る一年には六人四九であつたのが、四人になり又五人に上り遂に三人三六に減つたといふことは段々各年に於ける健康診断の程度が一樣でなかつたのでないかといふことを疑つても宜いと思ひます、そうすると此統計の價値如何といふ問題になります、私は是以上に追究しません、茲に日本人として誠に残念に思はれますのは此花柳病が斯様に多數にあることで病氣として業を休まなければならぬやうな病人でない、其患者自身は如何に活動をして居たか、其犯罪を爲し得られたに於て見ても一般には健康者であると思つて居る、其者に斯様に多數に男は總患者の四分一、女は七分の一、花柳病者があつたといふことは縦しや犯罪者には多かるべき因果關係があるにしても私は誠に

説

林

○面目を新にした紐育の小児裁判所 小兒感化事業の根本問題には先づ小兒の四圍に存在する悪しき影響を排除すること、裁判所に現はれたる事件を右單獨に取扱ふといふ二點に歸するのである。小兒裁判所に送らるゝ小兒の多數は單に悪しき四圍の情況の犠牲となつたのであつて、悪しき四圍の情況とは之れを廣い意味から言つて家庭の不注意、悪風儀並に其の友達、悪影響等を指すのである。小兒裁判所は其監護制度に依り是等の悪しき四圍の事情を排除することに於て、其大多數の小兒を感化すること、出來たのである。普通に善良と呼ぶるゝ小兒を假りに物質上にも道徳上にも不健全なる事情の下に置くとせん乎、其の小兒は自然是等不健全なる事情の影響を受けて悪に對する抵抗力を失ふに至るべく之れと反對に又不良少年と呼ぶるゝ者を健全なる事情の下に置かば自然其粗野なる我儘の衝動を抑制するに至るのである。

新築裁判所は各事件を綿密丁寧に取扱ふことの出来る愉快なる多くの室を整頓する設備を有つて居る。小兒の上には及ばず感化的價値の點から見て是等の設備は從來よりも一段の進歩を示して居る。過去七年間マンハタン小兒裁判所の本部たりし舊建物に各小兒につき特別に綿密なる調査を遂ぐるに適當なる設備が缺けて居た。

即ち法廷に両親や小兒が澤山混雜して一人の小兒の話は殆んど一般の人々の耳に入るやうになつて居たのである。故に時々悲惨な感傷的な光景でもあることを、審理を待つて居る他の多くの小兒に有害な影響を與へるやうなことが有勝ちであつた。

新築裁判所は斯くの如き窮乏不健全な事情は一切無いやうに出來て居る。法廷は二つあるからして靜かに又綿密に審理すること、出來る。此二つの法廷は何時も同時に開くことに成つて居る。此點は從來と比較すれば大に便利である。今日では裁判所の混雜は最早之を見ないやうになつた。大都市に必然伴ふ困難なる小兒問題を解決するに忠實なる努力を惜まざりし各團體並に多くの人は新築の紐育裁判所が世界に於ける最も大なる最も美しきものであることを想ふて心中密かに誇りを感ずるであらう。新築裁判所はクロウ、レウイス、マクケン、ホフ、ア、會社の購買で二十四萬弗の建築費用を投じたのである。建物に四階、其兩側には各十呎の通路が取つてある。又其後部には可成りに廣い庭園をも設けてある。玄關を這入ると直ぐ大理石の階段があつてそれが階の法廷と待合室とに通じて居る。待合室は長さ五十二呎幅二十一呎半の一室で、待路に向つた二階の全部を占めて居る。法廷は中腰部にあつては内部の用材は悉く英國産の樞の木が使つてある。小兒及其附添人は待合室から廊下を一つ越えて直ぐに法廷に入れられ審理中は一切他と隔離されるやうに出來て居る。

綿密な調査を要する重大なる事件なると別に調査室といふへ

き小法廷があつて其處で特別に調へることになつて居る。刑事室や審問室の外に二階には亦愉快なる母親室といふのが有る。

三階には既に審理を経た小兒にして總て小兒保護會に送らるべき者を收容する大きな留置場がある。其隣には醫務室があつて此處では醫師が小兒の精神状態を檢定することになつて居る。

四階には裁判所の事務室、小兒保護會其他之れに類する協會の事務室が置いてある。

新築裁判所は今回始めて獨立の基礎に置かれることになつたのである。之れに關する法律は一年前立法府に於て通過せられ本年七月一日より實施せらるゝことになつた。即ち其規定に依れば小兒の犯罪は全然其他の犯罪との關係から分離せられたのである。

猶從來小兒裁判所は刑事裁判所の補助機關として存在し、其判事も或特別の期間を定めて順番に刑事裁判所から來て居たのである。が新法律は茲に小兒裁判所の獨立を認め之れに專屬の判事五名を置くことになつた。

今回市長ミツチエルの任命したる判事はフランクリン、チエリス、ホイット氏(所長)ロバート、セー、ウイキン氏、コルネリヤス、エフ、コウンス氏、モルガン、エム、ライヤン氏、ジョン、セー、マヨ氏である。

以上の判事は皆小兒問題の取扱に特別の經驗を有する人である。ホイット氏は現にビッグ、ブナザリス會の會頭たると同時にマンハタン並にブロンクスの小兒義勇團長である。ウイキン氏は前のアル

クリン小兒虐待防止會長にして現にアル、クリン小兒監護協會々長でありマヨ氏は既に過去三年間小兒裁判所の判事を勤め、コリンズ氏はビッグ、ブナザリス協會の創立者並に會長でありライヤン氏はリッツモンド小兒監護協會々長である。(法律新聞抄録)

○虚言観破法 當今虚言を言ふことの多いのは實に驚くべきもので一寸した社交上の事に於て特にさうである。人は經濟上の不如意や外から見て立派でも内幕の餘り思はしからぬ樂屋を人に勧められるのを厭やかるものである。人は同情に乏しい人間を好むので「貴方は失敗なさつたさうで實に御氣の毒である。私共も矢張當がはつて了。」「なぞ」挨拶してそれから到る處で所謂午餐會に出席したことを數へ立てるが、實は家で食事をしたのである。人は多少自惚を言ふもので、婦人はその化粧や交際上の手際について自惚を言ひ男子はその且那振や智識や華美な仕事について自惚を言ふ。新様な例を挙げれば際限もないことである。そも何の爲であらう。これは餘り結構なことではないが、財布との衝突が起らぬ限りは善々が容易にやる所の改め難き事實である。

余は最早人間は一般に忠實と信任とに本づいて行爲をせむと言はふに欲するものではないが、然し何れの法則にも尙ほ除外例と云ふものがある。賢者は勿論決して左様なことはせむ。賢人は炯眼を有して居るがそれでも、任々陥れられる虚言の標徴は相變らず頗る不確實なもので、只年の行かぬ未熟者は顔色を變じ不安の様子を示し矛盾したことを言ふが、社會の生産物たる所謂老巧者に至ては平氣で

は落着はらつて端正な印象を與へるから人は總て彼の言を信じて何事なしに信任する而して終局に至て騙されたことが解かるのである。詐欺師のその犠牲者の多少申分のある利益に付込むで目的を達した例を除いても毎日の新聞紙上に現はるる詐欺事件は驚くばかり多敷である。

それから犯罪者の範圍に移つて見ればこゝには又虚偽の誣草は恐ろしいほど蔓延して居るのを發見する。この誣草たるや顯微鏡的のもので眼で認め得ることは稀である。而して事件の根柢に絡みついて居つて繁り繁つて高尚の志望より汁も力も吸取つて最後に瘦る心核たる眞實なも殺して生舞ふものである。この仇を打つ所の裁判官は毎日權利の爲に猛烈なる戦闘をして往々勝つけれども往々負ける或は勝つたと思へてその實負けて居ることがある。これは裁判官の唯一の武器とする所は鋭き觀察に過ぬから己むを得ぬことである。然し前に言ふ通り虚偽は一種の顯微鏡的雜草でこれを知るには理性も眼光も不充分である。これには他の手段を講らなければならぬ。

それには何うするかと云へば人間の精神物理的機能を知るにある殊に實驗心理學にこれに就て豊富なる成績を齎した即ち今日では反照検査を應用して其效を得て居るのである。これはつまり觀念連合過程に由るのであつて例へば馬と云ふ語を聽くときはこれに由つて種々の物と思出される即ち馬の毛色、品種、駱駝等が考に浮言換れば馬と云ふ概念と何等かの關係ある事柄を思出すのである。

意すへきはその本質に由り或は矛盾に由て自ら秘密を洩らさぬとである。この故意的過失者に不眞實を服罪さす爲に十二人乃至二十人の觀察者が周圍について居る。此陳罪に觀察に依るものは其屢々失敗した即ち眞實なるものとしたり然るに呼吸觀察は頗る正當の成績を示した即ち呼吸氣持續(呼吸)と呼吸氣持續(呼吸)より成る得數(呼吸)は全く一定した關係を示して居る。詳しく言へば陳述の直前に呼吸の計測より算出する商を Q_1 とし陳述の直後に得た商を Q_2 とす。然るときは眞實の報告に際しては Q_1 は Q_2 より大にして虚偽の報告に當ては Q_1 は Q_2 より小である。この鑑定法の重要にして有力なるものは明白でこれに依て吾人は眞實と虚偽とに對する他覺的の確實なる證據を擧ぐる一手段を得たわけである。而も尙ほ狡猾者が極めて不正な呼吸をして胡亂化し得るものと信するならんもそれは頗る困難である。ベツツジ氏は斯の如き場合に就ても試験して故意的呼吸變化はその成績を湮滅し得ざることを發見した(ヘインリヒロー)七述人性所載)。

○死の時刻に對する私見
 中畧余の調査成績に據れば人の死は午後二時より五時の間に最多く午前四時より七時の間に次ぐ。

吾人は之に對して如何なる説明を與ふ可きか各時刻によりて其死亡數に多少の差ありと雖其差は比較的僅小なるを以て之を科學的説明を試みんとするは頗る困難にして前記英國醫學雜誌が論じたるが如く諸種の條件によりて左右せらるべく之を的確に決定し若

れでこの經驗を裁判上に應用する即ち疑はじき人間に多數の諺を言ひ聽かせその語に由て思出したことを即座に言ふやうに要求するのである。そこで色々事を言出す間に竊盜に關すること或は何てもこの犯人でなければ知ることの出来ぬ事柄を本人の氣付かぬやうに挿込むさうすること。當人は思得なく秘密を洩すものである。若し又甚狡猾でその陳述を變改するならばこれ直に自ら商標を損るものである。如何にされれば反照時間即ち答をなす速度にこれは秒の多數に精密に記録される被考怪所に至て思込むたことを明瞭に示すからである。尙これば相對に少しも熟考を許さぬか或は只僅に熟考し得るほどの速さで行はれるのである。事(ベツツジ)最近に至ては又虚偽に對する戰闘は實驗心理學に依て一層他覺的に簡便な方法で行はれる。それは呼吸と脈搏とは心理的過程と密接な關係があること云ふ事實より起つたもので例へばホルソンのモデルリンガ教授は千九百六年に發表した論文に於て快或不快に於ける呼吸の全く一定せる形を確定したが(グラーツのビツトホリベツツジ)氏はこの知見から虚偽も亦呼吸に一定の變化を來さぬこと云ふことを試みやうとした即ち被檢者(大學卒業生)に骨牌を交附する。その骨牌には數字文字及び圖畫が印刷してある被檢者はその數字文字は如何なる順序か如何なる種類か又如何なる圖が骨牌にあるかを正直に答へるのである。然し一定の場合、その時には骨牌に赤星が附けてある。これは虚言を言ふ即ち兩個或は三個の文字ある場合にそれよりも多く答へると云ふ風にきめて置くのである。只注

くは説明すること難しと云ふを以て適當なる解釋と云ふを得へき。然れども諸家の研究を一瞥するに人の死は午後五時頃又は夜明四時乃至七時の間に最多く起ると事實は稍一致する。觀あり加之余の試みたる調査成績の亦之に符合する。か如きは一亦と云ふへし余は廣く文獻を徴する能はざりしを以て此處に諸家が如何に説明を加へたるかを詳細に知ることを得ざるも試に之に對して多少の私見を記述せん。

外界の影響例之は寒暑等か死の時刻に對して特に直接に影響なかりしことは前述の如し。然らば肉體的變化例之は新陳代謝の狀況は死の時刻の上に多少の影響を及ぼすものにはあらざるべきや換言すれば死は最多く身體内新陳代謝の極度に充進せる時刻又は最沈滞せる時刻に起るものにあらざるべきや何とされば諸家の研究及余の調査成績に於て死は最多く正午より午後六時殊に午後二時乃至五時の間及夜明の四、五、六、七時の間に起りたればなり種々の實驗及吾人が日常熟知する體溫に就く之を見るも正午より午後六時頃までは新陳代謝の最亢進せる時刻にして夜十二時より漸次下降して夜明より早朝に至りて最沈降すへきは明かなり。

即新陳代謝の極端より極端になれる時刻に於て人の死は最多く起れり。と云ふを得べからずや勿論新陳代謝の變化は生活法其他個人によりて多少の差異あるを免れずと雖斯くの如き代謝の關係は吾人々類の何千年來の慣習習慣なり。然らば新陳代謝の極度の亢進又は沈降は如何にして死を起し易きか吾人亦茲に説明の困難に

立てり然れども吾人をして少しく思ふ所を語らしめ、代謝の極點に上昇せる時又は沈降せる時は其結体内に何等かの化學的變化否然らずとも自體組織に何等かの不調和を生ずることなきや、若無に斯くの如き不調和を招來することありせば衰退せる細胞組織の死を誘起し易しと云ふを得べからずや、例之は代謝の最亢進せる時即甚しく過勞すること、代謝の沈降即餘りに無爲的の生活が、吾人自體の細胞組織に其結果を來たさずと云ふか如き事實に多少の類似點を見出す能はずや、茲に其代謝の亢進又は沈降に據りて起る變化は僅微なるも今や死滅せんとしつゝある細胞には相當の刺戟として作用し得るにあらすや、斯くの如くして余は余の調査成績に對して多少の説明を試みたり、然らば死は早朝に最多きや、又は午後五時頃最多きや、余は兩者の差僅にして悉くは兩者互に甲たり乙たるものならん、と云はん、と欲す歐米諸家の統計に於て之を見る以上論述せる所を約言すれば人の死は何時の時刻に於ても起り得るものなり、然れども吾人の觀察に據れば午後の二時より五時の間及夜明けの四時より七時の間に最多く起り、そは一部分新陳代謝の關係を以て説明し得ずやと云ふにあり、各時刻に於ける死亡數の差の比較的僅小なるだけ、それだけのを十分に科學的に説明せんとするは安當ならざるか、如く強て之を聲明せん、とせば、強附會の弊に陥り易きを免れ、余は唯此處に聊管見を陳述して、大方諸君の高教を仰かん、とすに過ぎず(十全會雜誌)

近時監獄に於ける監督機關たる看守長の減員屢々行はれてより一人の欠勤者あるも監督補助機關たる看守部長をして補欠せしむるの止むを得ざるに遭遇すること頻繁となるの際此の重大なる責任を自覺し監獄を双肩に荷ふて起つのが概あるもの果して幾人ありや一日數回既定の監督巡回すら形式に流れて何等事故の眼に映するものなしとせば實に心細き限りならずや、注意すべき案件は眼前に横はれり事故なきにあらす看破せざるなり、唯夫れ部下の氣質が相違するのみならず監督官たるもの、歩調も亦區々にして寛嚴其度を異にし同一事件に對するも甲は默過し乙は追求す丙は密にして丁は粗なり物々皆な支吾して事々悉く抵觸す統一的監督の成績を擧ぐる能はざるの理由實に茲に存す頃日感する所ありて各看守部長に對して監督視察の要目を諮問したるに左の如き答案を得たり、多少字句の修正を加へ大方諸君の觀覽に供す若し萬一を補ふことあらば幸なり

漫錄他山の石 (第二十八卷 第四號)

處

○統一的監督の必要

子産曰く人心の同じからざる其面の如しと實にや各人個々の氣質には剛柔の差あり明暗の別あり剛なる者は進んで躓き柔なる者は退ひて敗る敏捷なる者は機を見ること明かに能く破綻を事前に防遏し得るも遲鈍なる者は危害の前に迫るを覺知せず大事に至りて終に嚙臍の悔を貽すものあり、十人十色千種萬態にして一樣に律し難きは人事の常にして統一的監督を俟つて始めて其缺陷を補ふべきなり、故に統一は事物の始を爲すと共に其終を濟すものなり、善良なる家長は一家を統一して家政を整理し從順なる子弟は其助の力を致して一家の繁榮を圖る此理移して以て斯界に準用すべきなり

第一 看守以下に對する監督

- 一 職務に忠實ならず不熱心の態なきや
- 一 職務の執行を爲すに表裏の行動なきや
- 一 職務を執行するに法規に背戾することなきや
- 一 法規の精神を會得せずして職務の執行を誤ることなきや
- 一 訓授命令を遵守せずして恬然たることなきや
- 一 諸報告の機を失し若くは之を爲さず、偶々なすも不確實のことなきや
- 一 事務を濫濫し不整理のことなきや
- 一 上官及同僚に對する稱呼語を遵守せざるものなきや
- 一 上官又は同僚に對する敬禮の規定を遵守せざるものなきや
- 一 在監者の聞き得べき箇所にて大聲に檢束上に渉る談話又は報告を爲すものなきや
- 一 勤務表に捺印を怠り又は相當時間外に捺印するものなきや
- 一 病氣引籠申許可を受けず恣に外出するものなきや
- 一 非番又は休暇申許可を受けず旅行するものなきや
- 一 非番又は休暇申許可を受けず旅行するものなきや
- 一 住所を移轉し其届出を怠り居るものなきや
- 一 自己及家族の戸籍上異動を生ぜし届出を怠り居るものなきや
- 一 親屬故舊の入監したるものあるに其届出を怠り居るものなきや
- 一 在監者又は在監せしもの若くは其親屬家族の者等の訪問又は通信を受けなから届出を怠り居るものなきや

- 一 前項の者より金品等を贈與せられ其之を受けたるを否に拘はらず届出を怠り居るものなきや
- 一 夜間休憩中銅銀眼鏡等を身邊に置かざるものなきや
- 一 規定の寸法及び字體以外の検印を使用し居るものなきや
- 一 名刺の寸法又は記載方規定に違ひ且つ定数以上携帯せざるものなきや
- 一 給與品及資用品の保存手入を怠り居るものなきや
- 一 許可を得ずして商業を営み居るものなきや
- 一 水火風震其他の事變に際し出勤せざるものなきや
- 一 煙具を勤務所に携帯するものなきや
- 一 辨當以外の飲食物を携帯して昇廳するものなきや
- 一 家族又は隣保に傳染病の發生したるものあるに其届出を怠り居るものなきや
- 一 上官に申告する事件に付事實を修飾することなきや
- 一 自己の職務に關するその他の官吏より聞知したるを同はす總て官の機密を漏洩することなきや
- 一 在監人に對して態度嚴正ならず且つ不親切なることなきや
- 一 在監人に對し溢りに威壓屈從を強ひ爲に反抗を招くか如き行爲なきや
- 一 在監人に對し凌虐を加へ若くは粗暴苛酷に涉るか如きことなきや
- 一 在監人と相狎昵するか如きことなきや

- 一 在監人の願訴は直に之を處理して苟も筆閤に付することなきや
 - 一 在監人の願訴を聽き又は取調を爲すに精神を傾注し他の戒護權束を怠ることなきや
 - 一 戒護中動もすれば一受刑者の作業又は勤務のみを偏察し一般の戒護を怠るものなきや
 - 一 在監人より弱點を看破せられ輕侮脅迫等せらるることなきや
 - 一 私情に流れ在監者を處遇することなきや
 - 一 在監人に對し稱呼法に據らずして氏名等を呼び居らざるや
 - 一 在監人の善行を上官に申告せずして自己一片の愛詞に止むるか如きことなきや
 - 一 在監人の非行を上官に申告せずして自己一片の戒諭に止むるか如きことなきや
 - 一 受刑者に對する時も刑事被告人に對する時も同様の言語態度に出づることなきや
 - 一 危險逃走の虞ある者に對して特別の注意を怠り居らざるや
 - 一 戒護勤務中は勿論行刑區域内に於て帶鎖の柄を把握し居らざるものなきや
- (未完)

寄書

放火犯人に就て

藤井 惠 照

小菅監獄受刑中の放火犯百人(主として十二年已上のもの)につき調査せし事項を示さん。

一、職業

農業	四二八	農職又は人足	七人
大工職	六八	指物又は建具職	四人
屠制職	三八	銀冶職	三人
無職又は一定の職なきもの			六八
本操職、活版職工、湯屋三助、漁業各二人(其他は省略す)			

無職業又は職業の不定が直接又は間接に、犯罪行為と密接の關係を有することは今更喋々を要せざる處なり。今職業の性質が直接又は間接に、犯罪行為と關係を有すべき乎、否乎に就て述べん。右表に示すが如く百人中四二人は農業なり、是れはこれ我國人口統計上農民が最多位なるが爲め

と、一は特に本犯は頑冥無智の徒に多き犯罪なれば、随つて山間僻地に發生する所以にして、此職業的關係としては之を見るべきものなし、次には大工職六人指物又は建具職四人屠制職三人木挽職二人計一五人あり、換言せば家屋又は家具に密接關係を有する職業比較的多數なり、之れ果して偶然の現象なりや、將又何等かこゝに心理的關係の見るべきものありや、否や、次下に擧ぐる犯由の中就職の道を得んが爲め放火せしもの二人あり、是れ何れも大工職にして、こは的確に職業と犯罪との密接關係を認むべきものと謂つべし、何となれば若し彼等犯人が餘他の職業なりとせば、或は餘他の犯罪行為に出でしものなるに、大工職なりしが爲めに窮迫の極就職の目的より淺慮無謀にも此犯行をせしものと謂つべし、猶其餘一三人は右の如く明確に之を認むるの由なきも、或は間接に心理的關係の存するには非ざるや、猶研究の餘地あるべしと思料す。

二、犯由と性格

- 一、竊盜の目的並犯跡の濯脱
- 一、怨恨並嫉妬心に起因するもの
- 一、保険金を騙取せんが爲め
- 一、酒食の饗を受けんが爲め
- 一、就職の道を得んが爲め
- 一、酒風のため
- 一、居宅を買取せんが爲め
- 一、試験の成績表を濯滅せんが爲め
- 一、不詳

四〇人
三八人
一〇人
四人
二人
二人
一人
二人

右表の示すが如く、出火に乗じて金品を攫得し、若くは犯跡を蔽はんご欲する目的より此犯行を爲すの徒最も多數を占む、此等の徒は多くは性愚鈍にして因循を通有性とす、彼等は自己の欲望を充たすべく他人を欺瞞するの奸智を有せず、又他家に忍入るべき機敏なる動作を缺き、又兇器を突付けるの蠻勇もなく窮迫の極此暴舉に出づるものなり、故に彼等は一時の衝動心より放火するも、炎々たる火焰と凄兪たる光景を目撃せば、忽ち戰慄恐怖の念に驅られ啞然として爲す處を知らざるの

徒あり、又よし豫期の目的を達するも其攫得する處の財物は極めて僅少なるもの多し、而して此種の犯人は間々累犯に陥ることあり。

次に怨恨嫉妬の念に驅らるゝもの、是等は多くは報復心に起因するものにして、更に細別せば痴情に起因するもの最も多く、次位は親族知人の薄遇を怨むもの、次は債務に對し苛酷なる催促を受け之が反動に起因するものなり、此等犯人は多くは頑冥、偏狹、執拗の性情を通有性とす。

次に保険金騙取の目的に出づるもの、此種に屬する犯人は本犯中比較的智能を有するものにして性陰險なるもの多し、然れども又淺慮にも無盡を落札せしむるが如き浮薄なる思想此舉に出づるの徒あり。

次に酒食の饗を受けんが爲め、此は本犯中最も性魯鈍にして低格なるものなり、一杯の酒、一握の飯以て其嗜欲と空腹を充さんが爲め、敢て此舉に出づる無智と無謀は寧ろ憐れむべきの至りなり。

三、教育

- 一、一丁字なきもの
- 一、僅かに讀書を爲すもの
- 一、普通文を讀書するもの
- 一、高等教育を有するもの

二七人
五四人
一七人
二人

上來述ぶるが如く、本犯人は頑冥無智を特性とす、故に教育程度の頗る低格なるもの多し、然るに奇怪にも高等教育を受けしもの二人あり、一は會社員にして窮迫の極保険金を騙取せんが爲め、一は學生にして放逸のため落第を恐れ成績表を灰燼にせんが爲め校舎に放火せしものなり。

都を懐ひつゝ

渡邊 圓流

秋雨一過又一來して涼味頻りに湧き、庭にすだく蟲の音憐れに澄める星光の都の空を打ち仰きつゝ、漸く寒き衣の袖を正し一夜嘗つて練習所に學びしノートの新讀を試みたりき、紅き陽の赤き練瓦に照り返いされて窓の梧桐獨り新緑の葉風を送りて

汗を拂へたりし思ひ出多き協會樓上——四ヶ月の學舎——監獄官練習所——諸先生——同友——と幾多の聯合觀念に襲はれて追憶の種ならざるはなし、諸先生の恩姿、同友諸君の温貌恍惚として我机上にあり、髣髴として我眼前にあり追想冥默久ふして不圖我に還へれば庭上の紫花咲き亂れて徒らに脊高く霧を受けて月に光る秋の庭あるのみ、噫！

我に此都の追憶の情を綴らしむるの餘白を與へられよとして恩師に報ゆるの辭として予の微衷を披瀝することを恕さしめよ。

練習所の開かれし時は春猶淺き頃にありし、一道三府三十六縣外朝鮮全道の六十一監獄より選抜の榮譽を得られて入所されしもの實に六十六名外に東西本願寺に屬する教誨師八名合計七十四名の監獄官が協賛樓上の講堂に椅子を並べたる光景は既に意氣揚々と頼母しく力強く感せしめたること限りなく、加之この開所式に當り局長閣下が練習所

長として諄々訓示されたる御趣意に至りては講堂肅然として心酔せるの状ありたり其御詞は今尙耳膜に微かなる響を遺して居る。我監獄界は一に良司獄官の現るゝを切に望んで居る之の要求に應じて入所されたるもの即ち今日の諸氏である責や双肩の上にあるといふべし云々。開口一番更に熱涙を下して縷々精神人格の養成の緊要なる所以より紀律を生命とする司獄官としては素行上最も細心の注意を拂はざるべからず若し不幸の事態出来し所長として心中涙を吞みて責罰せしむるが如きを演出せしめざるを豫め注意せよと慈父の愛兒に教ゆるが如く嚴たり、諸君は愛々たる家庭の父たり身は公職の人なりをして身體は諸氏の無上の財産なり健康を害し中途學を廢せざるを得ざるが如き不幸無かれと細心衛生上の注意に及ばる宛然慈母の愛兒に説くが如し聞く者局長閣下の厚情に感謝せざるもの無かりき、智の人、意思の人として夙に敬虔の念を拂へたりしが今親しく閣下の聲

喉に接したる吾人は猶温情の厚きに敬慕の念を増したり、局長閣下の科外講演としての「我國少年犯罪の現状」「刑刑制論」等の大講演、試問講説の微細に亘り周到に教授さるゝ、學殖の深遠なる求めて盡きざるの概あり殊に吾人の感謝措く能はざるものは智的研究のみに没頭せる生徒に對し特に精神科學の一科を開らき村上前田兩博士の講演を數回聽講せしめられたのは吾人教誨師の満足は言はずもがな一般所員も兩博士の眞摯熱誠なる精神講話に滿腔の傾聴を捧げざるはなかりき是れ本年練習所の確かに一大異彩として効果を收めたるもの蓋し甚大なるものありたるは特筆して感謝の意を表せざるを得ざるものあり、吾人は要するに這般始めて局長閣下の聲喉に接して受けたる印象は一、斯界學殖に深遠なる學者として二、精力絶倫氣概充溢の偉人として三、寛度衆意を容れらるゝ徳者として是れ永く吾人の腦裏に印せしめられた局長閣下によりて得たる教訓として茲に深謝の

意を表す

谷野講師の監獄法の講述は生徒の最も豫期して傾聴せんとせし科目なりし、復雜せる回法に對し先生は藹奥深き學説を提けて懸河の熱辯明快なる解説を與へらる宛然快刀亂麻を斷ち群草を薙く如し爲に司獄の吾人暗夜巨灯を得たるが如し、眞木講師の會計用度及作業に關する事務に就ての講述に至りて先生の緻密なる精蘊は數理的監獄實務に對し理論と運用と實驗とを最も秩序的に説明せられたるは實に感嘆せざるを得ざりき爲に吾人は監獄行政の内容概念の一般を得たり猶先生の歐米に於ける監獄實務の講説は井蛙の吾人躍如として實際運用を見るの感ありたり、有馬、木名瀨、森、坪井の各講師の講述にありては多くの活教授を得たり木名瀨先生の飽くまで君子の風を以て温容生徒の健康上の些末の點まで意を拂ひ講説又詳細懇切を極められたり、森先生は實驗的監獄構造學ともいふべきものを豊富なる材料を以て講述されたる

は尠くとも戒護、衛生上の見地より特に其價値の大なるものありたり、有馬講師の講述にありては全篇精神的人格主義を以て之を貫けり先生嗚呼して曰く「監獄の設備建築は畢竟生命無き一物體に過ぎぬ之を活すものは精神的人格にあり之を無視せる監獄事業は一時的生命に過ぎぬ空の空なるものにして永久の生命を失ふ」又「監獄の改良は司獄官の養成にあり良司獄官を作ることば監獄の赤煉瓦を造るよりも緊要なり」と何を其痛快なる更に「監獄は質無くして形式のみにては改良さるべきにあらず質無きとは人物の欠乏せるに由る云々」と實に監獄改良論としての精神的人格は事業の基本なることは吾人の平素實感するところなり何となれば精神的人格は勇氣と犠牲と活動と永續とを其所産とせばなり吾人の感懷有馬先生の高見によりて裏書せられたるの感ありて其鳴する節々の多かりしは謝するに餘りあり、坪井講師の拘禁戒護檢束に關する講説に至りては全講一卷の參考によ

りて求めて得ざる凡てが行刑上の多年の實驗を經緯させられたる最も有益なる講説なりし其實驗講話の中自ら秩序あり連絡あり吾人は一種の監獄實際學として立派なりしものなりしことを賞せざるべからず殊に吾人教誨師として教誨と行刑上の關係に就て秩序的學説を求むるの必要を認めありし斯界に極めて適切なる參考の一となりしことを感謝す其他山岡講師の刑事政策學、三浦、泉二、原、宮城、各講師の刑法各論に至りては其法理及學説の解説及裁斷に圓轉滑達なる講述は實に此練習所ならでは當代一流の諸大家の深遠なる法理を傾聽する機無かりし事を思ひて深く感謝の意を表せずんばならず、寺田、十時兩講師の犯罪心理犯罪社會學にありては吾人直接因情及境遇の考究に従事するものに就ては特に多大の蒙を啓けり、河野、武田兩講師の講話は河野先生の飽くまで理論を經とし教誨上の實驗を緯として懇々教へられしは武田先生の學究的講述と相俟つて彼此相調和し

(元)

吾人青年敎家の研究上に一大指針を與へたるものありたり、尙吾人の最後に特記して感謝せざるを得ざるは四ヶ月の間吾人をして魔事無く勉強せしめ朝に夕に、雨に曇りに、寒さに暑さに、修養の上に、勉強の上に、衛生の上に細心の注意と深き温情とを以て終始監督の勞を所られし松隈主事及部下各員の勞に對しては滿腔の謝意を表せざるを得ず殊に松隈主事は講師休講の時吾人徒らに茫然時を費消するに苦まんとするや科外講演として先生半生を捧げられし監獄界に於ける難苦苦闘の頗末より我國監獄の沿革さては諸有實驗實感の有益な有趣味の講話には生徒一其時間に經過を惜しみ中絶するを憾みて熱心傾聽し多大の活敎訓に接したり擲筆するに際し

通信

◎時事だより

▲豫算編成上の成功 來年度豫算編成上の模様は、前信にも報する所があつたが、茲に確言する限りでないけれども我監獄費には來年度に於て數萬圓の増額が悉く要求通りに閣議を通過したと云うのである、之れからは議會の閣門だけであるが、之も大方無難と見てよからう、扱て其費用はどんなものか云ふに、雜給雜費中の給與だとのことである、之に就ては大に祝すべき理由の存することは勿論だが、先づ以て感謝せねばならぬことは、何を云ふても政府全體の來年度の豫算編成は、誠に佳しめな程切り詰めたもので、本年に其れ真に鼓腹擊壤の大豐作だ云ふにも拘はらず、政府側の豫算ばかりは真に近年稀なる凶作の爲態であることは、隠れない事實であるから、初めから我監獄費も亦た非常に苦しいことになるだろうとは、誰彼も豫測する所であつた、この際に於て尤も苦心せらるゝのは本省當局の人々であると思はるゝ中に、谷田局長閣下も自ら大藏省などとの交渉の衝に當り、折衝頗る努めらるゝ其間の苦心骨折如何ばかりであらうか、是は同僚中心ある者の皆大に多とする所であつた、而かも驚くべきは即ち我當局者が大體にも王手的態度を以て、餘分に計上された所の特別の要求額

約六萬圓の大金が案外にも、無難に承認せられて閣議を通過したと云うのである、他省の新要求は悉く承認せられずして、無難なる刪除を加へられたと云ふ場合に、獨り監獄費中の此要求が閣議に容れられると云ふのは、元々其主張に堂々たる所のものであり、動かすべからざる根據の存せし爲めでもあらうけれども、何しる折衝の局に當る其人に抑ゆべからざる熱心と主張と又た犠牲心とが無くしては、所詮希望の達せらるゝものでない、由來如何なる場合にも犠牲性は要るものであるが、即ち今回の場合の如きも腰の据はれる腹のある人物、言換ゆれば何物かを賭して掛かる最後の決心ある人のなくては決して出来るものでない、我輩は此邊の消息に就て悉く語るの自由を有せないが、何しる我僚友諸君は局長閣下に負ふ所のもの多きに就て大に感謝する所があつて宜からうと思ふ、

▲監獄機關の土臺 北海道のアイヌは我身の何れの部分を尤も大切にすべきか云へば、それは即ち彼等の足である、彼等が足を大切にすれば本能的であつて、實に不思議な程である、思ふに自然の必要上から此に至るものであらう、何となれば蒙昧時代に於ては活働上足が利かないでは何が何でも駄目であるからである、之は簡單明瞭なる平凡の話であれど要を得たる大切の心得である、又た彼の賢き馬方は何よりも先づ用馬の足に氣を付けること云ふことであつて、所謂馬脚が強かされば芝居も出来る様に、智慧ある馬方は皆足脚こそ何よりの資本と云ふので、大事に保護を加へてやる、この道理が萬事に適用されればならぬのに拘はらず、

動もすれば世の所謂識者に打忘れられることがないこと不思議と云はねばならぬ、處で我監獄のこゝでも此點に注意する必要のあるは勿論であつて、常に聰明なる當路者が寧ろ監獄の下級官吏の上に厚き同情を拂ひて保護語掖することを怠らぬのも洵に其處である。云はねばならない、さればこたびの増額事も茲に大なる意義を齎らし來る譯になる、斯道に志を同ふする者誰かこの吉報を聞いて踴躍せざる者があろうか、其があらぬが谷田局長閣下は去る日協會樓上に一小祝宴を開かれ、祝杯を舉げて大に其喜びを同人間に頒たれたのであつた斯かる席に待べる光榮を荷ふたる者共に取りては、増額其のもの兼より有り難いは有り難いに違ひないが、然し寧ろ谷田局長閣下が其の下僚殊に下級者の上に、終始始らざる同情を以て高策意りなき心持其ものに對し、多大の感激を拂はずには居られなかつた、下級者の給與豐かになりて監獄機關の土臺が益々強固になるのは獨り監獄界の萬歲であるまい。

▲協會一部の模様替 監獄協會二階の一部に物置然たる數室があつて、一向利用せられぬのは何人も遺憾とせし所であつたが、今谷田會長の創立により新たに設計せらるゝ事となり清楚にして跳入ある廿一室の日本室と便利よき西洋風の二室が出来上つた、談話讀書應接等任意使用に適當なるものとなつたに就ては、取りも直さず同僚間の社交俱樂部が提供せられた譯である、今後典獄會同や講習其他の集會に際しては、殊に便利である。

必要なるを知つて、而かも精神の方面に何等營養の必要を感じぬと云ふのは餘りに下道の話でないか。(S. A. 生)

◎前橋便り(第二信) 高田生

監獄協會編輯局各位、殘暑猶難去候處、益御健勝奉賀候、陳者、前便申上候當前稿監獄職員同盟會の少年夏期講習會は、其後引續き開設致居候處、本月一日より學校の授業を開始せらるゝと又八月三十一日は恰も、天長節の佳辰に相當候に付、祝賀を兼ね、同日午後二時より閉會式を舉行せられ候、當日は好天氣に有之、講習兒童を始め會員交兒等の會同者約百名にして、會場には各兒童の手に成れる書畫を陳列して展覽に供し、先づ君が代を合唱し、劈頭生二教師師は式辭並會の經過及成績に就き述ぶるところあり、次に渡邊會長より會明間無欠席の者及欠席ある者の二等に別ちて夫々賞品を授與したる上、閉會後の心懸及第二の國民としての覺悟、會將來の施設等に關し懇篤なる訓話あり次に天長節の祝歌を合唱して餘興に移り、先づ男生數名の黑板畫(會場より極名山を遠望)の席上合作あり、其他兒童の考案に成れる教科書中の事項を寫真に仕組たる趣味多くして且有益な餘興數番ありて満場の喝采を博し、此間茶菓の饗應あり、最後に會長の發聲にて、天皇陛下の萬歲を三唱し和氣詠々の裡に午後五時散會致候。

小生然、本會閉會後の今日に於て、本會が果して如何なる効績を擧げたるかを考ふるに、其實期僅かに一ヶ月の短期間に過ぎされとも、先づ欠席者に極めて少数にて(是連案事部台上餘儀なき場合に

▲講演の流行 近時會社や銀行や商店工場等に至るまで、相競ふて名士を招聘して其使用人に専ら修養上の演說講話を聴かしむる風が日に月に盛に成つて來た、東京が其源りであれば、地方も亦た必ず同様のことなるであらう、この傾向は定に善き美風であるから、願くは益々盛になれがと望まざるを得ない、と云ふものゝ、之を反面より考へて見るに、益々寒心に堪へない事になるのである、何ぞなれば世間の人情が日に日に浮薄になり、點詐巧後の徒殘忍酷薄の輩日に益々跋扈するばかりの有様、所謂善念微かに入心は危しと云ふ今日、其結果は會社銀行商店工場其他行くとして、破綻亡狀百出せざるはない、斯る形勢に今更の如く驚かされた社會は、殆んど詮術盡きてあはた、しくも精神講話など云ふ流行を來たしたものと云はねばなるまい、兎も角も社會の總てを通じてこの精神方面の修養を全く闊却して居た、今日何れの社會階級も困り果てたる有様になつたのは、全く之は自ら播きたるものを今日之を刈り取らねばならぬ次第となつたのであるから、今更ら如何致方ない、今は唯だ甘んじて之を引受け、而して遅滞なきがらも茲に善後の策を講せねばなるまい、我社會は非常なる悔悟の念を以て今後此點に向つて全力を注いで勵まねばならぬのは、前述の通りであるが、扱て我監獄界の職員に於ては如何と云ふに、是又大に名士招聘講話の事は大切だと思ふ、否な寧ろ社會の流行に遅くれぬ様にするべきが當然でないか、陳腐ではあるけれども、肉體に營養の

限り各兒童何れも喜び進んで出席したる程なれば、隨つて學業に於て著しく好成績を顯はしたるのみならず、兒童日々行動に徴するに、適に向上的の傾向を認むることを得申候、今且謹左として一例を引ければ、彼等面白盛りの兒童の常として、如何に交兒か注意するも、兎角良からぬことに力を入れ易く或は路上に石段を渡し、又は堀中に踏入り、其他有ゆる惡戯を致して、俗に道徳の何やらにまで憎まらるゝと申候程なるに、近來更に是等の指摘すべき程の惡戯を目撃せず、又兎角多敷集合するときは一種の黨派前行動の行はるに彼等の持前に候處、是亦斯かる傾向も無之、又當地は利根の激流に瀕し居候ため、自己の技術をも亮らす突飛の水泳を試み、過つて一命を奪はるゝもの仲々に多く監獄附近に於てのみ、出來事に付ても、毎夏期二三の悲惨事を見るは殆んど常例の如く爲るより河畔に住む吾々職員にして臆自子弟を有する者は殊に之を警戒に苦心する處に候へしか、當夏期は此の危險の場所に冒險的游泳を試むる兒童もなく、講習時間以外は自宅に於て更に復習し、或は家事の手傳を爲し、又其餘暇には會場なる運動場に於て、各自嬉々として適宜の運動を試むる等、休暇期間を極めて有益に且圓滿に經過することを得、又た幸に出席兒童中一人の疾病に罹りたるものなかりしは寛に仕合の至にして斯の如く好結果を取め得たるは、畢竟本會の賜として交兒の大に満足し且つ感謝するところ有之、要するに本會開催の爲めに兒童の精神及身體の上に及ぼしたる有形無形の効果は決して鮮少ならず、隨つて羨慕職務之餘暇休養の時間を割

愛し拮据本會の爲めに盡瘁せられたる會長を始め、教誨師其他の各役員諸士の多大なる心勞の空しからざる喜び且つ感謝する處に有之候。

尙茲に附言したき一事有之候、并は本講習會が、意外にも世間の好評を蒙り現に開會數日後のことなりしが、職員外の或人より教育用品は勿論相當費用に負擔すべきに付、何卒子弟の入會を許可せられ度、云々と申込まれたる向有之候、こゝにて本會の素志としては、進んて是等の希望を満たし、幾分にも社會に真誠致度は俟得共、何分職員子弟の爲めに設けたる會なれば諸般の設備に堪ありて、到族職員外多數の人々にまで及ぼし候程の餘力無之、折角の申込なれど其由を以て相斷り候様の次第に候、本會が此の如く地方人士の耳目に相觸るゝに至りし事は、實に豫期以外の名譽を荷ひたる譯合に有之候。

以上前使本會の事に付申上置候に付其後の狀況御覽旁所感一二申述度斯の如くに御座候早々。

◎徳島通信

徳島監獄に於て在監者へ貸與の蚊帳修繕より生したる不用の木綿切れを色抜の上之を監房其他障子の貼紙に代用せしに其の成績意外に良好なりと云ふ右成績は左の如し。

- 一、元蚊帳古木綿切れ代用成績
- 一、五十貫匁総織交り切れに付貫數に換算總量目

右は大正三年度に於て從來在監者用木綿蚊帳を修繕し其前後

得へき見込なり

◎浦和通信

九月二十四日(秋季皇靈祭)午後一時より第四回浦和監獄職員家族懇話會大會を開催す當日は天氣快晴にして數日來期待しつゝありし職員家族は正午頃より會場に充てたる構外演武場に三々五々集ひ來り定期までに會員二百數十名に達し何れも嬉々として開會を待ち居たり斯くて幹事より開會を告げ次で會長白井典獄は開會の辭を兼ね大要下の如く講話せり

此會の發會式を舉げたるは丁度昨年の今日にして本日は即ち滿一週年に相當し其の第四回大會を開催する次第なるが會を重んずるが爲めに赴き司會者たる吾々は塞に欣喜に堪へざる所なるが諸氏も亦御同慶なるへし此會が發展する丈けそれ丈け家族の者か此會に出て利益を收むること多き譯なれば延びては主人の職務の後援となり又世間より觀て監獄の職員は皆一致して新機に長く收まり行くは修養の力なりと賞讃せらるゝに至るべく隨て品位も自ら高まるへし而して此會は固より精神修養を目的とするにあれば發會以來相當のお方を招聘して講話を請ひつつありて本日も本願寺の經營せる東京市麹町に於ける千代田高等女學校長たる文學士泉達雄氏の講話を請ふことせり斯様の次第にて是より同氏の有益なる講話あるに付私よりは多く言はざるも常に己れを顧みることは大切にして人の事に兎角非難するも自己の非を顧みざる人多し

二方を麻布に取り換へ觀察上の利便を計りたるより生したるものにして今般之を房其他用障子貼紙に代用のため色抜を爲し利用を謀したるに其成績左の如し

- 一、十貫匁(原數)の二割に當る總量の爲め利用し得ざる數
- 一、四十貫匁利用し得へき數此評價額四圓八拾錢之に要する色抜劑及購入代金左の如し

- 一、炭酸曹達 貳貫匁 金 五拾錢
- 一、苛性曹達 貳貫五百匁 金貳圓拾貳錢
- 一、漂白粉 七貫匁 金四圓五拾五錢
- 一、礫 酸 五磅 金 四拾錢
- 一、布目漬材料 五貫匁 金貳圓貳拾五錢
- 此代金計 九圓八拾貳錢

以上の色抜古木綿切れを以て貼り得る障子枚數左の如し
千枚 一枚に要する古木綿切 平均四十四匁
但し一枚當り支出費額九圓八毛餘

從來の紙貼障子は一枚に對し字田紙七枚貼り付其紙代に貳錢八厘字田紙一枚四厘雨除け塗料貳厘計差錢を要するを以て差引障子一枚分に對し貳錢〇貳毛を利し右千枚分に於て貳拾圓貳拾錢を節約し得たる割合なり尙紙貼は毎年全部貼り換へ又は幾部繕ひ等を要するも右木綿切れ貼は風雨の害少なく且保存宜しきを得ば三年間位は使用に堪ゆるものと認め居り。

色抜原料使用に付て未だ經驗を積まざるも實驗に伴ひ漸次節約し

御製に

よしあしをひさのうへにはいひながら

みをかへりみるひさなかりけり

御歌の意を伺ひ奉るも畏き次第にて大に慎まざるべからず而して宗や身を顧み自分の爲め人の爲めの區別なく爲すべき事を爲し意らず其事に忠實に努めなれば必ず自分の爲めにも人の爲めにも相當の効果を見るに至るべし云々

了つて泉文學士は恩の話を顯し日本古來の道德觀念を説き忠君愛國の根本的觀念を種々の例を示して最も平易に一時間餘に亘りて講話され最後に佛敎の四恩を解き會員一同深く感動せり終つて會員一同に茶菓を饗應しそれより餘興に移り午後五時散を盡して散會せり

保 護

◎ 免囚保護に關する眞本事務

官の談話要領

本年八月中旬より九月初旬に涉り東北各監獄へ出張せられたる同事務官は歸來該地方經營の免囚保護事業に付き觀察せる所として概要左の如く語る

免囚保護は何處も振はない宗教家もまだ全體が共に同して其衝に當ると云ふ迄に立至つて居らぬ今後は此點に付て獨り監獄職員のみでなく外部の人も一層進んで發達を期するやうにありたい先づ今日の處では監獄裁判所方面の者が主として其必要を説いて世間の注意を喚起する事に努めねばならぬ狀況であるを認めたのである其保護會の數は山形縣下に於て羽陽救護院、置賜佛教慈善會、各宗聯合羽陽慈濟會、東西田川郡各宗慈濟會等五箇所、

秋田縣下では秋田出獄人保護所一箇所、青森縣下では青森佛教慈晃會の一箇所あるのみで山形縣の大正三年度中の新保護人員が六百十四人其内一時的保護が四百二十四人直接保護が三十八人間接保護が百六十人である然るに同年度中の出監人員は五百七十五人であるから直接保護は出監人員百人に對して五人二歩間接保護は同く百人に對して二十人八歩となる次に同年度中保護を解除せし人員が直接保護の分が四十七人間接保護の分が百五十八人計二百五五人其成績を區分すれば直接保護にして良なる者四十二人間接保護にして良なる者百三十八人計百八十八人之を保護人員に當れば直接保護百人に付き七十一人一步が良、間接保護百人に付き四十五人八歩が良で同年度間の經費千九百三十三圓五十六錢一厘保護人員七百八十四人に對し一人の割合が二圓四十六錢二厘更に山形監獄費の方から計算すると同年度の歳出實費が七萬二千六百二十四圓九十二錢で在獄人一人に付き百二十四圓三

十五錢八厘に當り歳入一萬六千七百二十三圓六十三錢五厘を差引くも尙ほ監獄の歳出額は五萬五千九百一圓二十八錢五厘であるから在監人一人に付き九十五圓七十二錢二厘の多額に當るのである次に秋田出獄人保護所の大正三年度中の新保護人員は一時的の者二十九人直接十八人間接二十人である然るに出監人員は七百五十六人であるから直接保護せし者出監人員百人に付き二人四歩間接が百人に付き二人六歩の少數に當る而して保護を解除せし人員は直接に係る者十八人間接に係る者百二人計百二十人此成績を區分すれば直接にして良なる者十七人間接にして良なる者百人此經費が千九百八十八圓八十九錢總保護人員百七十二人に對して一人の割合が六圓九十七錢となる夫から秋田監獄費は歳出が七萬五千六百八十圓二十一錢で在監人一人に付き百五圓十一錢一厘歳入一萬四千九百八十八圓三十錢五厘を差引くも尙六萬千八百一十一圓九十錢五厘であるから在監人一人に付き八十四圓八十三

六錢厘となる斯くの如き實況なるに拘らず秋田保護會の保護人員は少數にして只比較的保護費に多額を要して居る青森に於ては大正三年度中の新保護人員が一時的の者百九十四人直接に係る分二十四人間接に係る分四十一人然るに出監人員は三百四十五人で出監人員百人に對し直接七人間接十一人九歩の少數に當る而して解除せし人員が二十人成績は直接に係る良者十三人間接に係る良者一人計十四人保護會の經費は千二十一圓四十四錢で總保護人員一人に付き三圓七十錢一厘青森監獄の歳出が五萬五千六百二十二圓二十四錢五厘で在監人一人に付き百二十七圓八十六錢七厘に當り歳入八千八百二十二圓二十錢五厘を差引くも尙歳出は四萬七千五百四十圓四錢で在監人一人に付き百九圓二十八錢七厘の多額に當るのである以上の實況であるから東北に於ける保護事業の幼稚な事は明かである一層の發展を期せねばならぬのである云々

○鹿兒島縣保護概況 去る八月中に於ける同縣保

護概況は左記の如くなりと
要保護通知接々數
一、鹿兒島監獄より一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

一、宮崎監獄より一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

一、假出獄(鹿兒島監獄より)一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

右の内協會本部に引取り保護したるもの
十四人

父兄親族の出頭引取りたるもの
十五人

父兄親族の監獄に出頭引取るもの、漸次増加するは各支會に於て家庭の融和に盡力し且訓督宜しきを得るに依るものと認む

被保護者の成績
一、直接保護 男一名は大工指物を業とし雇主より得たる給金拾貳圓の内貳圓を日用雜費とし拾圓を協會に提出して保管を託す女一名は機械工にして雇主の信用厚く相當收入を得て

護を諾し目的驛外に於て下車せざる様車掌に於て保護す

汽船便は目的港以外に下船せしめざる様各會社に於て略保護を承諾したるも下船の際は船員多忙なるを以て引取人をして船まで出迎へしむ

以上の保護を託する場合には本人と共に依頼狀を車掌又は事務長に渡し置くこと、大島郡支會は必ず下船の際引取に出張するも面貌不知の結果他に逸せしむるを遺憾とし連絡方法に付き交渉ありしを以て本會より重なる會社に交渉を遂げ又鐵道の側も交渉の必要を認め前記の取計を爲すこと、せり

○福島縣東白川郡佛教慈善會は第六回定期總會を去る七月四日事務所なる棚倉町蓮家寺に於て開催し出席者は各寺院住職十八名にして棚倉警察署長棚倉小林區署長も臨席あり豫定の如く午前十一時より讀經を修し午後一時鈴木會長開會を宣し中野常務幹事聯合團審議會出席の報告並に會務報告續

多少の貯金を成し居たり

二、間接保護 洋傘直業者一名あり妻を迎へて一家を構へし以來相當の收入を得僅少ながら貯金を爲す程度に進みしを以て保護を解く石工業者は保護の要なきに至りしを以て保管の貯金通帳を還附して保護を解き又染色工は妻を迎へ獨立せる速保護受託者より申出に依り保管貯金通帳を還附して保護を解き退會者男三名とす

新たに保護する男一名は袖紡績に従事する希望なるを以て原料真綿の斡旋器具を貸與して督屬し女一名は豆腐屋を營み其男兒を人力車夫とし自活の通を講ずるを以て豆腐製造用の資金として貯金の幾分を還附し尙ほ指導者を擇みて督屬せり然れども月尙ほ淺く掲記すべき事蹟なし

途中保護方法に關する件

鹿兒島驛及武驛に於ては下車驛迄被保護者の保

いて萩野谷會計係の收支決算報告を爲し同二時より幹事提出の諸案を議了し夫れより役員の改選を行ひたりと云ふ

○新潟縣聯合保護會の近況 大正四年九月十一、十二の兩日新潟監獄樓上に於て新潟聯合保護會主催の新潟縣下及隣縣各保護會聯合協議會を開催す出席保護會は新潟、福島、長野、富山の四縣にして計十三又其出席員は何れも各會の役員にして二十一名なり尙山形群馬の二縣は缺席せり

十一日 午前九時開會協議午後一時より來賓松山典獄、中條檢事、石田地方課長、齋藤教務主任の保護事業に關する講話及信濃福音園主小林仙苗氏の實驗談あり

十二日 午前九時協議閉會 閉會後出席者及來賓の紀念撮影をなせり

來賓は檢事正代原檢事松山典獄齋藤教務主任石田地方課長樋口保安課長石井新潟警察署長市代吉田市書記其他新聞社員等參集し頗る盛會なりき但

護を諾し目的驛外に於て下車せざる様車掌に於て保護す

汽船便は目的港以外に下船せしめざる様各會社に於て略保護を承諾したるも下船の際は船員多忙なるを以て引取人をして船まで出迎へしむ

以上の保護を託する場合には本人と共に依頼狀を車掌又は事務長に渡し置くこと、大島郡支會は必ず下船の際引取に出張するも面貌不知の結果他に逸せしむるを遺憾とし連絡方法に付き交渉ありしを以て本會より重なる會社に交渉を遂げ又鐵道の側も交渉の必要を認め前記の取計を爲すこと、せり

○福島縣東白川郡佛教慈善會は第六回定期總會を去る七月四日事務所なる棚倉町蓮家寺に於て開催し出席者は各寺院住職十八名にして棚倉警察署長棚倉小林區署長も臨席あり豫定の如く午前十一時より讀經を修し午後一時鈴木會長開會を宣し中野常務幹事聯合團審議會出席の報告並に會務報告續

し本會開催の期間は僅に兩日なるも爲めに斯業經
營上に裨益せしは尠少なざるを認む

協 議 案 九月十一日ノ分

提出者 信濃 福壽園
一年一回以上隣縣各保護會ノ主任打合會ヲ開キ保護事業上ノ協
議ヲ遂ゲ度事

備 考

打合會ノ主催者ハ今回會同ノ新潟、長野、富山、福島、山形、
群馬各縣ノ外猶ホ他縣保護會ヲ參加セシムルヲ得ル事明年ハ
信濃福壽園主催者ト爲リ期日ハ主任者之ヲ定メ通告スル事
協議案ハ打合會開催ノ十日前ニ主催者ニ提出スル事

二打合會ハ保護事業上相互ノ便宜ヲ計リ有效ナラシムル事

備 考

各保護會相互間ハ照會ヲ受ケタル時ハ其地方ノ狀況ヲ調査シ
テ報告シ甲保護會ノ收容人ヲ乙保護會ヘ移轉シテ職業ニ就カ
シメ(乙地ニ大土工ノタメ多數ノ人夫ヲ要スル場合ノ類)又ハ
被保護人ノ情狀ニ依リ移轉セシムル(甲地ニハ誘惑セラル、虞
レアル場合ノ類)等相互間便宜ヲ交換スルノ類
三中央保護會(輔成會)ヘ提出ス可キ議案ハ打合會ニ於テ豫メ協議
ヲ遂ゲ其會ニ參同シタル各保護會ノ聯合ヲ以テ提出スル事

備 考

ノ如キモノヲ設ケルヲ要ス
七作業賞與金ヲ濫費セシメス之ヲ有效ナラシムル規定ヲ設ケル事
ヲ中央保護會ヨリ建議スル事

備 考

出獄人ノ賞與金ハ監獄ヨリ其住所ノ保護會又ハ市町村役場ヘ
交付シテ保管セシメ會又ハ役場ハ必要ト認メタル場合ニ限リ
金圓又ハ物品ヲ交付スル事ト爲サハ濫費ヲ防キ有效ナラシム
可シ故ニ其規定ヲ設ケルヲ要ス

九月十二日ノ分

一新潟監獄ヨリ豫メ釋放者ノ保護方通報アリタル時ハ其保護會ハ
釋放者ノ家族又ハ保護者ヨリ諾否ヲ聽取シ遅クモ釋放十五日
前迄ニ回報スル事

二被保護者ニ對シ精神の慰安法ヲ設ケル事

備 考

各保護會ハ適宜ノ方法ヲ設ケル事例ヘハ被保護人カ愉快ニ感得
スヘキ趣味アル忠臣、孝子、節婦、貞僕等ノ傳記、又ハ立志傳
等ノ風教ニ補ヒアル通俗講話、講談、浪花節、薩摩琵琶、筑前琵琶、
著書等ヲ聽聞セシメ又ハ是等ノ讀本ヲ看讀セシメ又ハ讀聞ケ
テ自ら感發喚起シテ精神修養ノ助ト爲リ又ハ被保護人ノ父母兄
弟等ノ命日ニハ用祭ヲ行ヒ追慕ノ念、祖先崇拜ノ心ヲ起サシムル
類是等ノ場合ニハ出獄者外ノ人ヲモ參加セシムルヲ宜シトス即
チ社會ニ接觸セシムル一方法ナリ

參同シタル各保護會ノ名稱ヲ列記シテ提出スル事

提出者 會津保護會
四各保護會ハ相互ニ聯絡シテ便宜ヲ交換スル事

備 考

平生相互間氣脈ヲ通シ事業ニ關スル印刷物ヲ交換シ又ハ照會
アリタル時ハ被保護人ノ家庭ノ狀況ヲ調査シテ報告スルノ類
五監獄ト各保護會ハ相互ニ聯絡シテ相互ノ便宜ヲ計ル事

備 考

監獄ヨリ釋放後ノ保護方ニ付照會アリタル時ハ其家族又ハ保
護者ヨリ保護ノ諾否ヲ聽取シテ之ヲ報告シ又保護會主任ニ於
テ身分帳ノ閱覽ヲ監督者トノ接見ヲ請フ場合ニハ監獄ハ速ニ之
ヲ取計ノ便宜ヲ與ヘラルノ類

備 考

六有期懲役受刑者中改心ノ認メ難キモノニ對シ釋放後再犯預防ノ
タメ監督保護ヲ有效ナラシムル規定ヲ設ケル事ヲ中央保護會ヨ
リ建議スル事

備 考

未改心者ハ釋放セラル、ヤ忽チ放縱ノ身トナリ交通機關ヲ惡
用シ出沒自在竟ニ再犯ニ到ルモノ往々之アリ縱ニ保護會ニ收
容セラル、モ或ハ逃亡シ或ハ無斷退會シ其結果再犯ニ到ル故
ニ之ヲ防遏シ彼等ヲシテ所在ヲ明カニシ且謹慎勤働セシムル
爲メ即チ監督保護ヲ有效ナラシムル規定換言セバ審判規則

三大正三年縣令第十一號ノ趣旨ニ基キ縣當局者及市郡町村長、警
察署長ハ猶ホ一層保護事業ニ關シ援助ヲ與ヘラル、機告示アラ
ンコトチ各保護會聯合シテ知事ヘ請願スル事

備 考

例ヘハ寄付金ノ募集ニ關シテハ適宜ノ獎勵ヲ爲シ保護會ヨリ
照會、交渉等ヲ爲シタル時ハ回答シ又ハ便宜ヲ與ヘテ援助セラ
ルノ類

四保護會ノ監獄ヘ要望スル條項

一 出獄人引渡シノ時ハ身分帳ヨリ保護名簿用紙ノ各欄ヘ填載
スベキ事項ヲ記入シテ交付セラレ度事
但シ用紙ハ豫メ保護會ヨリ提供スベシ

二

出獄人ヘ交付セラル、賞與金ハ必要ノ旅費ヲ除キ殘金ハ必
其住所ノ保護會、市町村役場又ハ引取人ヘ交付シテ保管セシ
メ保管者ハ必要ノ説明アリタル場合ニ限リ金圓又ハ物品ヲ
以テ交付スキヘコトニ致シ度事

備 考

監獄ニハ現ニ實行シツアリトノ事

三 保護會ヘ收容スヘキ者ハ可成釋放ノ日乃至二ヶ月前ニ其意
志ヲ確メ定業アルモノノ外勞働人夫ニ從事スヘキモノハ可
成勞力ヲ要スル役ニ就カシメラレ度事

四

靴、絨履、彫刻、機、漆等ノ工業ニ就クモノハ之ヲ養成スル
ノ方針ヲ以テ永ク(釋放迄)之ニ就カシメ釋放後其業ニ依テ

生計ヲ立ツル様ニ致シ度事
五 露放ノ際要スル時服其他ノ必要品ハ專ラ實業ヲ停トシテ購
買交付セラル、様ニ致シ度事
備考

監獄ニハ現ニ實行シツ、アリトノ事
六 保護會主任又ハ事務員等ニ於テ保護ニ關シ身分帳ノ閲覧因
入トノ接見ヲ請フ時ハ簡便ニ其請ヲ満足セシムルノ便宜ヲ
與ヘラレ度事
備考

監獄ニハ便宜ヲ與フルコトニ現ニ取扱ヒ居ルトノ事
七 監獄醫ニ收容保護會ノ囑託醫タルコトヲ許可セラレ度事
八 被保護人ノ看護又ハ讀問ケノ爲メ官本ノ貸付ヲ請フ時ハ許
可セラレ度事
備考

許可シ難シトノ事
九 保護會ヘ收容セラルベキ者ハ釋放前ニ其會ノ規則ヲ會得ス
ル様致シ度事
備考

現ニ實行ストノ事
五 各保護會ハ新潟聯合保護會ヘ加入スル事
備考

今國ノ協議會ヘ出席者ハ一致ノ希望ナルモ各保護會ハ役員評
議ノ

リ云云約一時二十分に港の講演あり會員一同深く感謝の意を表し
午後四時三十分閉會せり

保護を加へたることに由り改

善に至りたる事例(第二十八卷)

尾原 静 乘

○第八例

某(三七)

若手経平民 何

右は村中流の専家に生れ父母の手に愛育せられ境遇決して悪
らざりしも生來狡猾にして慾甚だ深く殊に人を欺くに妙を得常に
家業を守らず諸方を徘徊し不正の生活を續け居りしが悪性次第に
増長し二十七歳の時福島縣某方の天井より屋内に侵入し衣類三十
九點を竊取し重懲罰十月に處せられ福島監獄中村分監に入れり之
を初犯とす爾來更に改悛の色なく二十九歳にして二たび入監の身
となり三十歳にして三たび監獄の入り衣類雜品九十五點價
格四百六十五圓に及びぶを竊取す此事早くも發覺して懲役五年に處
せられ四たび罪囚に陥れり然して前三回の刑は其短きは四ヶ月最
も長きも十ヶ月を出でざりしに第四回に至り懲役五年に處せられ
一時は殆んど自暴自棄の體なりしも教化に依り漸次反省の色を現

諸ノ上ニアラサレハ加入スルヤ否ヤ決定シ難シトノ事
以上ハ何レモ可決且新潟監獄當該官ノ檢閲ヲ經タルモノナリ

◎宮城縣佛教治濟會第二會役

員總會

九月十一日仙臺市東二番丁曹洞宗同會内に於て開會(午前九時)
來會者七十四名木村會長病弱のため欠席伊具郡支部長島海是祥氏
を會頭に推擧し會頭の挨拶氏家主事會務の報告等あり畢て協議案
に移り 一、大正五年各郡町村を巡迴し本會の發展を計るべき事
二、本會基本金三千圓募集すべき事 三、本會を財團法人に組織す
べき事 四、本會總則改正の件 五、會費延滞するときは集金郵便
を以て徵集する事等の數件を議定し午後には三水檢事長、永野檢
事、江澤典獄、北田仙臺警察署長、松本保安課長、三池教誨師、等
の來臨あり松本保安課長は職務上より見たる保護事業ニ關する
實見談を爲し次に三水檢事長より現時歐米の宗教上より社會事業
に及べる日開即ち社會より遠ざかる宗教は世の進歩と共に不振の
境に傾き又理化學の發達するに隨ひ神の存在を認めざる學者日に
多し故に我日本の宗教家たる者之等に留意し今後日本に行事業の
ため盡さざる可からず又歐米の保護事業に付其儘日本に行ふこと
能はざるは明かなりと雖も若犯罪公判ある場合は菩提寺之を傍
聽するの必用あるべし又不起訴及刑の執行猶豫等の言ひ渡ある場
合も菩提寺をして立合ひせしむるあらば保護の上に付頗る有益な

し賞遇を受くる迄に進み賞與金拾圓拾九錢を得て大正三年八月
十九日出監するに及へり然れども今後社會に立ち改善の實を舉ぐ
る否とは一に保護如何にあり仍て宮城縣出獄人保護會に交渉し
保護を受ける事となれり其後滿四ヶ月間は岡村主事起居を共にし
直接保護を加へ同年十二月十五日市内某酒造家に「倉庫」して就
業せしめ爾來間接保護として今日に及へり
滿一年時の状況下の如し
一、酒造家の會館を爲し最も勉強なり
二、被雇人の身なれば生活には毫も心配なし
三、本人の
一、貯金額現在四十八圓餘に達す
二、從來親屬間に於て毫も信用なく近隣より甚しく指彈を受け居りし
彼も右の状況に付き近來に至り親屬に對する信用を恢復し時々互
に交通を爲し得るに至れり而して本人當年三十七歳なるも未だ獨
身者なれば配偶を授けんと主人及び主事に於て折角心配申なれば
本人の獨立を得るも遠きにあらざるべしと先づ目出度し

○第九例

竊盜及權領四犯懲役二年六月囚 何

某(二九)

本人の前科は「竊盜初犯重懲罰二ヶ月」同罪二犯重懲罰十ヶ月「詐
欺三犯懲役二年」の三度にして第四犯に其肩書の如し本人は明治二
十年八月仙臺市に生れたる者なるが不幸にして八歳の時母を亡ひ
爾後父及び繼母の手にて生計貧窮なる而も風波多き家庭に養育

を受け居りしが或日父は過て兩眼を失ひ一家の不幸更に酷りなく活路は頓に塞り今は唯た刻々饑饉に類するのみとされり實に悲惨なる物語ならずや

由來逆境を利用し毅然奮起を試むるは成功者の常道なれども薄志にして情性なる某には毫も其企圖なく却て邪路に於て衣食を計れり是れ初度の犯罪なりしが其後更に覺醒の色なく獄門を出ては復た獄門に歸り忌むべき囚衣は四たび某の身に纏はれたるなり然れども此間に於ける行動を探聞し審に累犯の動機を精査するに畢竟本人に於て忍耐心なきより來れるは勿論なれども又た適當なる保護者を得ざりし事も彼が幾度か失敗を累れたる一因なりしこと明なり仍て大正三年七月十四日日本犯の放免に際しては特に此點に注意し宮城縣佛教濟會に托し保護を受けしめたり同會にては出監時に要する諸種の一時保護を加へたる外引續き間接保護として何矣となく懇切世話しつゝあり出監後既に一年以上を經過するも同人に關し何等の事故なきは偏へに保護の結果と謂はざるべからず而して最近菩提寺住職よりの通報書なるもの左の如し

- 一、業務に精勵し悔悟の状態あるもの
- 一、日給六十五錢を得て内三十錢を自己の食料とし殘金より毎月六、七圓つゝ親の活計を補助す
- 一、家庭圓滿にして繼母との間柄も睦ましくなれり
- 一、目下は禁酒し居る位にて近隣の風評も宜敷方なり

末を神奈川佛教慈德會に通報し且つ當興金二十七圓十四錢中七圓十四錢を本人に交付し二十圓を慈德會へ送付し併て其管理方を依頼せり放免當日は宮城保護會の保護主事監獄に出頭して本人を引取り必要な物品を調達し停車場に同道し其出發を見送りたり

某は途中何等の事故もなく豫定の時間に横濱に歸着し直に慈德會に出頭し引續き同會に入り直接保護の一人となれり斯くて大正四年五月廿一日に及へり

某が右慈德會に收容せられ同會に起臥せしこと實に二百七十七餘日なり此間最も謹慎にして日々各寺院の庭掃除に従事し勤作甚だ忠實なりきこと同會眞田保護主任の直話なり而して此の間時々兄の許に往訪し意志疎通親密の度舊に復し大正四年五月廿一日在東京市兄方へ飯住するを得て爾來は兄の業務を補助し着實安固なる生活を掛け居ること事なり最初本人は保護の責義を解せず頗る其内容を疑ひ容易に保護を受くるを欲せざりしも入會後漸次兄見の誤れるを悟り保護を受けたる爲め速に生業に就き新生活を開き得たるを喜び保護會紹介者に對し時々書状を寄せ謝意を表するに努む感ずべき事どもなり依て斯に其顛末を叙し保護効果の一例を爲す

○第十例

横濱市 何 (某二十九歳)

某は九歳にして實母を喪ひ爾後實父繼母の手に養育されたる者なりしが幼少の頃より盜癖あり明治四十年一月初めて竊盜罪を犯し重禁錮一月十五日に處せられ横濱監獄に於て其執行を受けたりしが放免後二ヶ月を出でざる中に再び竊盜罪を犯し重禁錮四ヶ月に處せられ同じく横濱監獄に入れり放免後十數日にして復た竊盜罪を犯し同じく横濱監獄に入れり放免後更に竊盜を働きたる五年の刑を受け續いて傷害罪にて懲役一年に處せられ横濱監獄に於て行刑中明治四十二年五月宮城監獄へ押送せられたるものなり是を以て本人が如何に犯罪進歩の速にして復た云何に危険の人物なるや何人も疑を容れざる所なり

大正三年八月十一日宮城監獄放免に際し本人は單に横濱に歸り勞働に従事すべき申立なりしも既往の経歴に鑑み頗る其不安なるを憂ひ同地保護會の保護を受くるの安全有利なるを思ひ再三本人に勧誘したるも獨行獨立を主張し保護を受くるの意志毫も無かり

然れども猶ほ本人に對し保護を受くるも決して獨立を妨げず且つ現時の保護會は汝の想像するが如き第二の監獄的のものに非ざる狀況及び保護を受けたる事により立身に至りたる幾多の事例を示して懇々保護を受くるの安全なるを説きたるに彼も漸く其心を傾け放免の前日に至り保護を受けたい旨を顯出たり依て右の顛末を叙し保護を受けたる顛末を叙す

彙 報

○監獄職員現員調 (大正四年八月一日現在)

署監獄	委任待遇	定員	現員	定員トノ差	増減
計	有給	一三九	一三〇	九	△九
	無給	四二	五〇	八	△八
嘱託	委任待遇	一	一	〇	〇
	無給	一	一	〇	〇
判任待遇	計	一六	一六	〇	〇
教諭師	有給	四三	四六	三	△三
	無給	一	一	〇	〇
部	長	一	一	〇	〇
其他	計	一六	一六	〇	〇
看守	教習生	七、二四六、八一六	一、二二二	六、〇二四	△三〇八

女監取 部 長 一八
 計 其他 二二八
 二六六 二四六
 二 二
 二〇
 一〇六二 九二六
 二二〇
 一三六

〇武川典獄の逝去 臺中監獄典獄武川銓之助氏は宿病療養中の處藥石効を奏せず九月三十日逝去せらる同氏は剛健摯實の性に富み且つ膽畧あり臺地獄政多端の際有望の一人なりしに突如此訃に接す誠に痛悼に勝へざるなり

〇刑事被告人の逃走 高松監獄丸龜出張所在監竊盜詐欺横領事件被告人山神才吉は前科七犯を有する者なるが九月十七日午前十時十五分同出張所事務室內庭に於て同人妻と接見中表出入口の硝子障子約三寸位開放しありたりを引開け突如逃走せりも即日逮捕せらる但し副記接見には同出張所勤務看守部長立會せり

〇受刑者の傷害 大阪監獄在監受刑者竊盜四犯懲役五年杉本圓次郎は九月十七日午前八時四十五分頃飛騨看守の隙を窺ひ同一機織工場に於て從業中の同因金部庄太郎の席に到りて「お前何か氣に入らぬ事があるか若しあるなら何時でも言て呉れ已れも氣に入らぬ時は言ふから」と申込みたるに庄太郎が何言一才故と二三

を聞かんとせしも鎖輪の形状異なる爲め直ちに使用する能はず依て暫く監房廊下外面連手の下に身を潜め合鍵の形様を變して之を使用し梯外に逸出し外部より假りに門戸を締め置き逃走せりも翌十三日午前四時頃同監獄の手を以て逮捕せり

〇刑事被告人の續死 山口監獄在監強盜傷害竊盜事件被告人土橋助吉は八月二十八日午後十一時二分居房廊の入口より右側格子一本目と二本目との間の鐵橫棒(高三尺六寸)に自己の兵兒帶を掛け縊死を遂く原因に重き罪惡を犯したる爲め前途を悲觀したるものなり

〇受刑者の傷害 前橋監獄在監受刑者賭博三犯懲役三年山田吉太郎は八月二十九日(日曜日)午前十一時罷業晝食後還房の際同房者竊盜犯勝田拾五郎が他の受刑者に對し本因のこゝを「アイッ」が「云々」話し居たるを聞付け入房の後拾五郎に向ひお前は今のこのこゝを「アイッ」と云つたが「アイッ」とは何だそんな言ひ草はあるまいと詰りたるに拾五郎が「當り前だ」と答ふるや本因に憤激し先つ手を以て拾五郎を打ち拾五郎も之を打ち返し互に争ひたり受持看守は一喝制止し着坐を命じ報告の爲め其場を去るや再び格闘を始め吉太郎は拾五郎の陰囊を堅く握り爲めに陰囊は半ば以上割離し糞丸露出するに至れり監獄醫の診斷に依れば約三週間位にて癒治の見込なる由右に平素不和の事實なく全く一時言葉の行違により茲に及びたるものにして加害者も事の意外に驚き頗る憂慮し居る趣なり

口論の末作業用の木槌を以て圓次郎の腰部を打ちたり於是圓次郎は憤懣持く能はず折柄携帯せる作業用の鉄を以て左額頭部及び後頭結節部等に治療二週日を要する創傷を負はしめたり

〇受刑者の逃走未遂 神戸監獄洲本分監在監受刑者竊盜懲役六月上村清治郎は九月十六日運動場に於て體操練習中午後一時四十分頃突然列を脱し東側堤防上に登り街道筋に飛び下り大濱公園内を北方に向て逃走せるを當時堤防上に於て見張勤務中の看守二名は右の状況を目撃するや直ちに之を追跡し分監を距る約一丁半にして大濱公園北方漁師町入口に於て之を取捕へたり

〇受刑者の逃走 山口監獄在監受刑者竊盜六犯懲役八年丸山豐吉は九月十二日午後一時五十八分頃居房に於て蒲團の下に房內器具の桶盥を容れ恰かも寢臥し居る如く假裝し置き監房扉の鉄め板の縁巾五分許を毀ら縱五寸五分横三寸の鉄め板を外し其處より手を差出し鐵鑰を外し房前に脱出し而して鉄め板は原形に復し鐵鑰を施したり右破錠開鎖の方法は數日朝運動に出でたる際看守の隙を窺ひ獨居運動場間仕切の貫に打ち付けありし四時の釘を抜き取り又其翌日「翌々」日に於て同場間仕切の目隠に用ひたる古亞鉛板長約四寸巾一寸二分位を運動の部度搯し置き運動終了時に於て之を折り取り前後二面に執も莞製深網笠の内に隠し檢身の際看守の目を瞞まし房内に持込み亞鉛板にては合鍵を作り釘は開の敷石にて又を付け之を開の敷石に接続せる亜鉛板の朽目に藏置し置き即ち、當夜前記の時刻に脱出し前使用の合鍵にて第二非常門の錠

〇受刑者の傷害 甲府監獄在監受刑者竊盜懲役五年富谷新四郎は九月二十六日午後一時頃病監に於て同因齋藤末次郎を制刀にて殺害せり同日は理髮の定日に付き午後零時三十分より同監內廊下に於て理髮を開始し被害者は己に二人の理髮を終り三人目に加害者の理髮に取掛り終了したるときは午後一時に近き頃なりしに右制刀中加害者は平常の粗暴に似合はず過言に且戯れの意味にて制刀の持方宜しからざる爲め痛みを感じ恰かも百姓が業にて草を刈る様にするからバリバリ音をなして痛いと言ひたるに被害者は高等理髮ではないと答へ加害者は監獄に高等も中等もあるものか左様な制刀では却て有難迷惑なり等の言を發し椅子を離れたるに被害者はどうすれば宜しきかと言ひつゝ加害者の掛け居りし椅子に腰を下したる際加害者は被害者の右手に持たる制刀を奪ひ取るや咽喉を左より右に一文字に切り付けたるに被害者は約五間を逃げ去りて倒れ後十分間にて絶命せり而して加害者の申立に依れば被害者は何等不和怨恨の關係なく一時の激怒に出でたるものにて勿論殺意等はなかりしと云ふこと

叙正六位
 給七級俸

叙 任

典 獄(兼總督府) 武川銓之助
 教諭師(宇部宮) 赤松 隆雄

給六後俸俸願免本官
任看守長給十級俸金澤監獄勤務を命ス
看守(金澤) 宮喜一郎

看守長(豐多摩) 岩越義爲
看守長(函館) 小宅啓三郎

叙正八位
福岡監獄勤務ヲ命ス

看守長(佐賀) 原口彌市
看守長(福岡) 三輪榮太郎

看守長(同) 山本龍起
看守長(同) 廣渡秀碩
看守長(同) 藤野秀實
看守長(同) 相浦森政

兼任司法技手
教誨師ヲ命ス七級俸下賜請所監獄勤務ヲ命ス

教誨師(膳所) 香川千巖

會 報

○監獄協會會報

○贈與金
客月十四日、二十五日及本月六日附を以て本會々
則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り元看守
會田貞一外三十名に對し十二圓以下參圓迄の贈與
金を爲せり

○茶話會例會
本月九日(第二土曜日)茶話會を開催せり詳況は十
一月號を以て報道すべし

○輔成會々報
本年八月印刷せる大正三年中免因保護事業一覽表
第十九頁德島授産會直接保護人の欄に二十三人を
挿入す
名簿第九頁小縣佛教會保護方法欄「間」の上に「直」
を挿入す

同第二十一頁愛媛保護會の所在地は温泉郡雄群村
大字藤原四二四番地と又喜多郡明昭會所在地は喜
多郡役所内と訂正す

○加盟

廣島縣樹德會、靜岡友愛會、福岡縣至善會同縣系
島佛教青年會は何れも加盟申込に付き承認せり

○保護會移轉

埼玉自彊會第二支部は北足立郡尾間木村大字中尾
吉祥寺内に及同第二十七支部は入間郡田面澤村法
心寺内へ何れも移轉せり

司法省監獄公文

○監丙第八三二號

高知監獄

典獄 芥川忠藏

大正四年九月十六日高監第四四八號上抄紙工素
品整理方ノ件認可ス

大正四年九月二十三日

司法大臣 尾崎行雄

抄紙工素品整理方ノ件
○高監第四四八號(大正四年九月十六日司法)

作業素品整理方ニ付テハ大正二年九月十一日司法
省監甲第八五九號會計課長監獄局長通牒ニ據ルヘ
キハ當然ノ儀ニ候得共當監施行ノ抄紙工ノ如キ一
時ニ數種ノ用紙ヲ製作スル必要アレハ命令毎ニ素
品ヲ交付スルトキハ非常ニ多數ノ容器ヲ要スルノ
ミナラス實際ノ取扱上命令毎ニ區分使用スルコト

困難ナル事情有之候何トナレハ主要素品タル楮三
極バルプ藁等ノ如キ多クノ場合一命令毎ニ蒸熟叩
解漂白スルコト不可能ニシテ數命令ヲ合シ時ニ之
ヲ行ヒ配合ノ際秤量シ分割拂トスルノ外無之木糊
ノ如キモ溶解使用上數命令ヲ混合シ標準拂トナス
ノ外一命令毎ニ交付シ使用セントスルガ如キハ頗
ル困難ナルノミナラズ取締上ニモ支障不尠特ニ石
炭ノ如キハ原料蒸熱機械運轉濕紙乾燥等ニ使用シ
命令毎ニ區別使用スルコトハ到底不可能ニシテ是
レ亦標準拂トスルノ外途ナキモ今日ノ取扱トシテ
ハ勿論通牒ニ基キ命令毎ニ交付致居候得其實際ニ
於テハ混合使用シ成工ノ場合ニ於テ交付數量ヲ使
用セシコトニ整理致居候狀況ニテ形式ニ過キサル
ノ嫌有之候ニ付寧ろ適宜ノ數量ヲ交付シ別紙様式
ノ受拂簿ニ依リ受入レ成工ノ際標準拂ト致候得バ
形式ニ流レヌ且ツ手數ヲ省キ實際ニ適合スルモノ
ト被認候條特別ノ御詮議ヲ以テ御認可相成候様致
度此段上申候也

判所同上、三十一年五月十二日靜岡地方裁判所書記課ニ對スル回答、三十二年九月八日岡山地方裁判所ニ對スル指令、又保存規程第十三條ニ依リ保存スヘキ書類中ニモ歳入及歳出ニ關スル證憑書牒本(三十四年十月九日橫濱地方裁判所ニ對スル回答)ト掲ケラレアリ右前段歳出仕拂證書ノ牒本ト後段書類ノ内歳出ニ關スル證憑書牒本トハ各別種ノモノナルヤ又ハ同種ノ書類ナルヤ若シ同種ノモノトセハ其保存期限兩様ニ涉レルカ如シ右ハ孰レニ據ルベキモノト心得可然ヤ

○司法省會甲第一七一五號(大正四年十月四日) 司法大臣訓令

監獄

監獄會計事務章程中左ノ通改正ス

第十八條但書ヲ削ル

第十九條第一項中「所在不明ノモノヲ除クノ外」ヲ削ル

司法省會甲第一七一五號(大正四年十月四日) 司法大臣訓令

裁判所 檢事局

裁判所會計事務章程中左ノ通改正ス

第四十條但書ヲ削ル

第四十一條第一項中「所在不明ノモノヲ除クノ外」ヲ削ル

○司法省會甲第一七一六號(大正四年十月四日裁判所檢事局監獄會計課長通牒)

今般司法省會甲第一七一五號訓令ヲ以テ裁判所會計事務章程第四十條並監獄會計事務章程第十八條ニ於ケル各但書其他削除相成候處右ハ納入所在不明ノ爲メ未收入ニ屬スルモノハ整理上ノ便宜トシテ從來之ヲ貸付金ニ編入スルノ規定ニ有之候然ルニ向後ハ所在不明ノモノハ勿論納入ノ意思ニ基カサルモノハ貸付金ニ編入セサルコトニ決定相成タル結果ニ有之候尙地方廳ヲシテ貸付金ノ管理ヲ爲サシムルニ方リ本人ノ證書ハ貸付金關係書類トシテ管理上主要ノモノナルニ付必ス送付相成様特ニ御注意相成度此段及通牒候也

○監丙第八七〇號(大正四年十月八日監獄局) 長岡松山監獄典獄宛

看守退隱料請求ニ關スル年限計算方ニ付本月四日受松文第一四五三號ヲ以テ御問合ノ趣了承右ノ場合ハ巡查看守退隱料遺族扶助料法第三條第二項ニ該當シ看守退隱料ヲ請求シ得ラルヘク而シテ前後通算シテ月ノ端數ヲ生シタルトキニ在リテ同法第十七條第一項但書ニ依據シ其端數ヲ切捨ツヘキモノト思考致候此段及回答候也

○受松文第一、四五三號(大正四年十月四日監獄局) 局長岡松山監獄典獄宛

看守勤續九年五月ニシテ退職シ一時金ヲ受ケタル者再ヒ前職ニ就キ八ヶ月ニシテ退職シタルモノアリ此ノ場合ニ於テハ巡查看守退隱料法第三條第二項ニ依リ前後通算十年以上ニ至ルモノトシテ退隱料ヲ請求シ得ルモノト解セテ、モ同法第十七條但書ニ依リ十二月未滿ノ端數ハ之ヲ算入セストアルヲ以テ後ノ勤續月數ハ通算シ得サルモノニシテ從テ退隱料ヲ請求シ得サルモノト解スルモノアリ第十七條但書ハ事實ノ如キ場合ニ適用スルモノニ

アラシテ十二月未滿ノ勤續ハ退隱料請求年限ニ計算セス切捨ツヘキコトヲ規定セラタルモノト被認候モ差懸リタル義有之聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御指示頻度此段御伺候也

左記會計事務解説ハ司法省會計課員ノ談ナリ

○不足郵便料ト受信官廳ノ負擔

郵便料ノ不足セル郵便物ハ其受信官廳ニ於テ不足額ヲ負擔スヘキコトヲ規定セル明治八年六月二日太政官達第九十三號ニハ發送者ヲ單ニ官廳ニ規定セサルヲ以テ市町村等ノ如キ公共團體ハ勿論假令私人ヨリ官廳ニ到着セシ郵便物ト雖モ郵便料ノ不足又ハ未納ノ儘官廳ニ於テ受領シ若クハ受領セんと欲スル場合ニハ其不足額又ハ未納額ハ受信官廳ニ於テ負擔スルヲ得ヘキモノトス

○官有財産タル船舶ト物品タル船舶トノ區別

官有財産管理規則ニ所謂船舶トハ主トシテ船舶法第二十條及七商法第五百四十條ニ規定セルカ如キ總噸數二十噸又ハ積石數二百石以上ノ如キ船舶ノ

大ナルモノヲ謂ヒ反之端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スルカ如キ舟ハ物品會計規則ノ適用ヲ受クヘキモノトス

○物品出納計算ノ検査及責任解除

物品出納計算ノ検査及責任解除ニ付テハ總價格三千圓以上ノ直營工事ニ屬スル物品ノ場合ハ會計検査院長カ直接之ヲ爲スヘキモ右以外ノ物品ノ場合ハ會計検査院法第十六條ニ依リ司法大臣ニ委託セラレ居レリ而シテ典獄ハ總價格三千圓以上ノ直營工事ニ屬スル物品ノ場合ハ物品出納計算書、下検査書、證書ヲ直接會計検査院ニ提出スヘキモノニシテ右以外ノ物品ノ場合ハ物品出納検査報告書、物品定期検査調査ヲ本省ニ提出スヘキモノトス

○分任物品會計官吏ノ物品受授ト保管轉換

物品ノ保管轉換ナル用語ハ主任物品會計官吏相互間ニ於テ物品ヲ授受スル場合ノミニ稱セラルルモノナルヲ以テ主任物品會計官吏ト分任物品會計官吏トノ間ニ於ケル物品ノ授受ニ付テハ保管轉換ナル用語ヲ用ヒスシテ他ノ用語例ヘハ分任物品會計官吏ヘ拂又ハ主任物品會計官吏ヨリ受ト云フカ如ク記載スルヲ相當トス

吏トノ間ニ於ケル物品ノ授受ニ付テハ保管轉換ナル用語ヲ用ヒスシテ他ノ用語例ヘハ分任物品會計官吏ヘ拂又ハ主任物品會計官吏ヨリ受ト云フカ如ク記載スルヲ相當トス

○自己ノ便宜ニ依ル退官ノ介在ト其前後兩在官ノ恩給年數不通算

(甲)在官十年ニシテ官廳事務ノ都合ニ依リ退官シタル者再ヒ任官シ(乙)在官六ヶ月ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル後更ニ任官シテ(丙)在官五年ニ及ヒ疾病等ノ事由ニ因リ退官シタル者ハ恩給ヲ受クル資格ナシトス蓋シ官吏恩給法第十三條第一項ノ規定ニ依レハ年齢六十歳未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ其當時ニ於テ喪失スヘキハ明ナリ此資格ヲ失ヒタル者カ再ヒ任官シタル場合ニ在リテハ其後ノ在官ニ對スル恩給年限ノ計算上前在官ノ月數ヲ除算スヘキコトハ官吏恩給法第九條第六號ノ規定スル所ナリ元來該除算ノ規定ハ前掲資格喪失ノ規定ヲ根據

吏トノ間ニ於ケル物品ノ授受ニ付テハ保管轉換ナル用語ヲ用ヒスシテ他ノ用語例ヘハ分任物品會計官吏ヘ拂又ハ主任物品會計官吏ヨリ受ト云フカ如ク記載スルヲ相當トス

○自己ノ便宜ニ依ル退官ノ介在ト其前後兩在官ノ恩給年數不通算

(甲)在官十年ニシテ官廳事務ノ都合ニ依リ退官シタル者再ヒ任官シ(乙)在官六ヶ月ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル後更ニ任官シテ(丙)在官五年ニ及ヒ疾病等ノ事由ニ因リ退官シタル者ハ恩給ヲ受クル資格ナシトス蓋シ官吏恩給法第十三條第一項ノ規定ニ依レハ年齢六十歳未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ其當時ニ於テ喪失スヘキハ明ナリ此資格ヲ失ヒタル者カ再ヒ任官シタル場合ニ在リテハ其後ノ在官ニ對スル恩給年限ノ計算上前在官ノ月數ヲ除算スヘキコトハ官吏恩給法第九條第六號ノ規定スル所ナリ元來該除算ノ規定ハ前掲資格喪失ノ規定ヲ根據

トナセルモノニシテ一旦自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者ハ前在官ノ月數斷續セルト勤續セルトニ關係ナク前官ニ關シテハ恩給ノ給與ヲ受クル資格ヲ全ク喪失セシムルモノナリ故ニ本間ニ付テハ最後ノ在官十五年ニ達セサルヲ以テ恩給ヲ受クヘキ資格ニシトス

○兵卒服役日數ト官吏恩給年數通算方

官吏恩給法第八條第二號ニ依レハ軍人恩給ヲ受ケスシテ現役ヲ退キタル後文官ニ任シタル者ハ其ノ現役中ノ日數ヲ文官ノ在官年數中ニ算入スヘシトアルノ軍人中ニハ下士以上タルト兵卒タルトヲ區別セシ總テノ軍人ヲ包含スルヲ以テ兵卒トシテ現役ニ服シ軍人恩給ヲ受ケスシテ現役ヲ退キタル者ノ日數ハ官吏恩給法ニ依ル在官年數ニ通算スヘキモノトス

○通路二線以上アル場合ノ旅費支給方

甲路程ハ郵便線路圖ニ掲載セラレタルモノニシテ九里ナルモ反之乙路程ハ右ニ掲載ナキモ地方廳調

查ノ里程ニシテ七里ナル場合ニハ乙路程ニ依リ旅費ヲ支給シ然ルヘキモノトス

○禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル受恩給者ト恩給ノ剝奪又ハ停止ノ時期

受恩給者カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニハ刑法施行法第三十七條ニ依リ舊刑法第三十一條及第三十三條適用ノ結果恩給ハ剝奪又ハ停止セラレタルモノトス而シテ其剝奪又ハ停止ハ對席タルト關席タルトヲ問ハス判決確定ノ日ヨリ效力ヲ生スルモノトス又刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合ニ於テモ恩給停止ノ效力ハ判決確定ノ日ヨリ效力ヲ生スヘキモノトス

○官吏ノ懲戒ニ依ル減俸計算方

官吏例ヘハ看守長カ懲戒ニ依リ減俸ニ處セラレタルトキハ發令ノ翌日ヨリ日割計算スヘキモノトス

(判任官俸給令第十四條第二項 高等官官等俸給令第三十三條第一項 參照)

○電車回數乘車券ノ購入及整理方

電車ノ便アル地方ニシテ他ニ費用ヲ要セザル場所ニ旅行セントスル者ニ對シテハ電車ノ回数乗車券ヲ購入シ置キ之ヲ使用セシムルヲ便宜トス右購入科目ハ雜給及雜費ノ項雜費ノ目舟車馬類備貸ノ節ヲ相當トス而シテ購入ノ上ハ消耗品トシテ物品出納簿ニ登記整理スヘキモノトス

○退官賜金ノ年數計算方

文官ノ退官賜金ニ關スル年數ハ恩給年數ノ場合トハ異ナリ月數ニ依リ計算スヘキモノニアラスシテ日數ニ依リテ計算スヘキモノトス

○町村ノ大字ト内國旅費規則ノ里程計算方

内國旅費規則ニ依ル里程ノ計算ハ町村ノ元標ニ止メ町村ノ大字迄ノ里程ヲ算入セサルヲ原則トスト雖モ在勤廳所在地外ノ町村ノ大字ニシテ町村制施行ノ際一町村タリシモノニ付テハ其大字トシテ認メラレタル時期カ町村制施行ノ當時ナルト其後ナルトヲ問ハス其大字迄ノ里程ヲ算入シ得ルモノトス然レトモ此例外ハ本村ノ元標迄ノ里程ニ對シ大

字ノ方遠距離ノ場合ニ限リ其大字迄ノ里程ヲ算入シ得ルモノトス

○再度ノ入札ヲ爲ス者ナキ場合ト隨意契約
會計規則第七十七條ニ依リ出席入札人ヲシテ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシメタルニ一人モ入札ヲ爲スモノナキ場合ニモ亦明治二十三年勅令第九十三號ニ依リ隨意契約ヲ爲シ得ルモノトス

○初度入札カ全部郵便入札ノ場合ト隨意契約

初度入札カ全部郵便入札ニシテ出席入札人ナキ爲メ會計規則第七十七條ニ依リ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得サル場合ニモ亦明治二十三年勅令第九十三號ニ依リ隨意契約ヲ爲シ得ルモノトス

○缺勤者ト宿料ノ支給

奏任及到任待遇監獄職員給與令第九條ノ宿料ニ對スル支給方ハ監獄以下給與支給規則第九條ニ規定スルカ如ク俸給ト性質ヲ異ニスルヲ以テ缺勤ニ依リテ減額ヲ爲ササルモノトス

▲國家醫學會々員募集▼

●本會は國家醫學及公衆醫事に關する左の學術を研究し其の應用の普及を謀る

- 衛生學 衛生警察學 學校衛生學
- 工業衛生學 監獄衛生學 傳染病學
- 法醫學 精神病学 流行病學
- 毒物學 保險醫學 刑事人類學
- 裁判化學 醫事法理 災害醫學

●本會は隔月學會を開き隨時講習科を設け又實際問題の攻究をなすことあり

●本會は毎月一回國家醫學會雜誌を刊行して會員に頒布す

●會員は國家及公衆醫事に關係ある公人私人とす
●入會希望者は氏名、現住所、職業を明記し半ケ年分又は一ケ年分會費を添へ事務所へ申込むべし
●東京會員は毎月集金人を出す故に社費添付に及ばず
●地方會員は振替貯金振込用紙に裏書し申込るゝを便宜とす
●本會々員の會費は一ケ月金貳拾錢即ち一ケ年金貳圓四拾錢(前納)とす
●地方會員は前半年分(壹月一六月)及後半年分(七月一十二月)宛分納することを得

東京帝國大學醫科大學法醫學教室內

國家醫學會事務所

電話 下谷四四三番
振替口座三五〇〇番

勝友 迷 の 跡

全一冊

菊版 二百二十二頁
實費郵送料共金參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ囚人の告白又は懺悔錄に倣ひ我國現在監者中四十餘名の實歴に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり

發行所 監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座

東京貳五〇五九番

番號

加入者

監獄協會

氏名

大正四年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

編輯人

東京府豐多摩郡大久保町大字
西大久保三百七拾番地
松隈房吉

印刷人

東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所

東京市麴町區下六番町十七番地
同 勞 舍

發行所

東京市麹町區西目比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會

賣捌所

東京市四谷區愛住町二番地
東京書院